ご契約のしおり・約款

プレミアカレンシーM3

積立利率変動型個人年金保険（19）（通貨指定型）

●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
●為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

もくじ

ご契約のしおり　「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ …… 3

主な保険用語のご説明 …… 5

お知らせとお願い …… 8

生命保険募集人 …… 8
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点 …… 8
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など） …… 9
元本欠損が生じる場合 …… 10
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ …… 10

商品のしくみ …… 11

商品の特徴 …… 11
積立利率 …… 14
市場価格調整と解約返還金額 …… 15
為替リスク …… 19
保険料円貨入金特約 …… 20
保険料外貨入金特約 …… 20
円貨支払特約 …… 21
目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約 …… 22
定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型） …… 24
年金支払移行特約 …… 26
死亡給付金等の年金払特約 …… 27
保険契約者代理特約 …… 28

死亡給付金および年金のお支払い …… 30

死亡給付金のお支払い …… 30
年金のお支払い …… 30
死亡給付金および年金をお支払いできない場合 …… 33

ご契約に際して …… 35

告知 …… 35
ご契約内容などの確認 …… 35
ご契約の成立と保障の責任開始期 …… 35

ご契約後について …… 36

解約と解約返還金 …… 36
基本保険金額の減額 …… 36
被保険者による保険契約者への解約の請求 …… 36
死亡給付金受取人によるご契約の存続 …… 37
年金支払開始日の繰延べ …… 37
繰上げ年金開始 …… 37

積立利率保証期間の更新と指定通貨の変更 …… 38
保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更 …… 38
ご契約内容・住所などの変更、保険証券の再発行のお手続き …… 40
年金または死亡給付金のご請求方法 …… 40
年金または死亡給付金のお支払期限 …… 41
死亡給付金のご請求手続きの流れ …… 42
年金または死亡給付金の請求訴訟 …… 43
生命保険と税金 …… 43

お客さまにご負担いただく諸費用 …… 45

お客さまにご負担いただく諸費用 …… 45

会社・制度のご案内 …… 47

当社の組織形態 …… 47
個人情報の取扱い …… 47
本人特定事項などの確認 …… 47
米国法「ＦＡＴＣＡ」に関する確認 …… 47
税法上の居住地国などの届出 …… 47
支払査定時照会制度 …… 48
保険金額などの削減 …… 49
生命保険契約者保護機構 …… 49
金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ …… 50

約款・特約条項　「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款 …… 51

積立利率変動型個人年金保険（19）（通貨指定型） …… 51

特約条項 …… 71

保険料円貨入金特約 …… 71
保険料外貨入金特約 …… 72
円貨支払特約 …… 73
目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約 …… 84
定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型） …… 92
年金支払移行特約 …… 97
死亡給付金等の年金払特約 …… 104
保険契約者代理特約 …… 110

＊ 裏表紙の「説明事項ご確認のお願い」もご確認ください。

「積立利率変動型個人年金保険（19）（通貨指定型）」お申込みの際の留意点

●募集代理店などによっては、取扱内容が異なる場合があります。募集代理店ごとの取扱内容は各契約概要に記載しています。（当社ホームページでもご確認いただけます。）
　＊ 募集代理店によっては、お取り扱いできない保険契約の型があります。
●金利情勢などによっては、お選びいただけない取扱内容があります。

＊ お申込後に当社から送付される「保険証券」でお申込内容をご確認のうえ、この冊子もあわせてご覧ください。

目的別もくじ

ご契約にあたって

保険用語の意味がわからない

主な保険用語のご説明　5ページ

申込みの手続きについて知りたい

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点　8ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）　9ページ

いつから保障が開始されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の責任開始期　35ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて知りたい

商品のしくみ　11ページ

死亡給付金および年金のお支払い

保障内容について知りたい

死亡給付金のお支払い
年金のお支払い　30 ページ

死亡給付金などが受け取れない場合について知りたい

死亡給付金および年金をお支払いできない場合　33 ページ

死亡給付金などの請求の流れについて知りたい

年金または死亡給付金のご請求方法　40 ページ

死亡給付金のご請求手続きの流れ　42 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金　36 ページ

年金受取人または死亡給付金受取人を変更したい

保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更　38 ページ

住所や名前が変わった

ご契約内容・住所などの変更、保険証券の再発行のお手続き　40 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金　43 ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

あ	**移行後基本保険金額** （いこうごきほんほけんきんがく）	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、被保険者が移行後保障増額日以後に死亡したときの死亡給付金額の基準となる金額のことです。
	移行後指定通貨 （いこうごしていつうか）	「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加する場合において、特約の締結の際に１つご指定いただく通貨のことです。
	移行後保障増額日 （いこうごほしょうぞうがくび）	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、死亡給付金額が増額する日のことで、定額円貨建移行日または終身保険移行日の２年後の年単位の応当日となります。
	一時払保険料充当金 （いちじばらいほけんりょうじゅうとうきん）	ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。
	円貨払込金額 （えんかはらいこみきんがく）	「保険料円貨入金特約」を付加した場合において、円貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。
か	**外貨払込金額** （がいかはらいこみきんがく）	「保険料外貨入金特約」を付加した場合において、指定通貨と異なる外貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。
	解約返還金 （かいやくへんかんきん）	ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。
	基本保険金額 （きほんほけんきんがく）	死亡給付金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。また、積立利率保証期間の更新が行われた場合の更新後の基本保険金額は、その更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額と同額となります。
	契約応当日 （けいやくおうとうび）	保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。
	契約年齢 （けいやくねんれい）	契約日における被保険者の年齢のことです。この年齢は満年齢で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
	契約日 （けいやくび）	契約年齢・積立利率保証期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日となります。
	後継年金受取人 （こうけいねんきんうけとりにん）	年金支払開始日以後、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継する人のことです。
	告知 （こくち）	ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。
さ	**市場価格調整** （しじょうかかくちょうせい）	解約などの際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことです。（この手法により、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は積立金額に市場価格調整を行った額などが減少し、逆に低下した場合は積立金額に市場価格調整を行った額などが増加する傾向にあります。）
	指定通貨 （していつうか）	ご契約のお申込みの際に１つご指定いただく通貨のことで、米ドル、豪ドル、円からご指定いただきます。この保険の金銭の授受はすべて指定通貨で行います。なお、指定通貨が外貨の場合、各種特約を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。
	死亡給付金 （しぼうきゅうふきん）	被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払われるお金のことです。 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、定額円貨建移行日または終身保険移行日以後、被保険者が死亡したときに支払われるお金のことです。
	死亡給付金受取人 （しぼうきゅうふきんうけとりにん）	死亡給付金を受け取る人のことです。

	死亡給付割合 （しぼうきゅうふわりあい）	保険契約の型が生存保障重視型の場合、被保険者が死亡した時の基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額が死亡給付金額となります。この保険では、100%をご指定いただきます。
	終身保険移行日 （しゅうしんほけんいこうび）	「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、主契約を移行後指定通貨建の定額終身保険に移行する日のことです。
	主契約 （しゅけいやく）	保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。
	責任開始期 （せきにんかいしき）	当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。
	責任準備金 （せきにんじゅんびきん）	将来の年金および死亡給付金を支払うために積み立てたお金（準備金）のことです。
た	**対顧客電信売相場（TTS）** （たいこきゃくでんしんうりそうば）	お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信買相場（TTB） （たいこきゃくでんしんかいそうば）	お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信売買相場仲値（TTM） （たいこきゃくでんしんばいばいそうばなかね）	対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。
	積立金 （つみたてきん）	将来の年金および死亡給付金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てたお金のことで、積立金額は、年金支払開始日前において積立利率を適用し、経過年月日数に応じて当社の定める方法により計算します。
	積立利率 （つみたてりりつ）	通貨の種類、保険契約の型、死亡給付割合および積立利率保証期間ごとに当社が定めた利率のことで、毎月２回（１日と 16 日）設定します。
	積立利率保証期間 （つみたてりりつほしょうきかん）	同一の積立利率を適用する期間のことです。
	積立利率保証期間更新日 （つみたてりりつほしょうきかんこうしんび）	積立利率保証期間を更新した場合の更新日のことで、更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
	定額円貨建移行日 （ていがくえんかだていこうび）	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約を定額の円貨建終身保険に移行する日のことで、到達判定日の翌々営業日となります。
	到達判定日 （とうたつはんていび）	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。
	特約 （とくやく）	主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。
な	**年金** （ねんきん）	年金支払開始日以後、年金支払期間中に支払われるお金のことです。
	年金受取人 （ねんきんうけとりにん）	年金を受け取る人のことで、保険契約者または被保険者がなります。
	年金現価 （ねんきんげんか）	将来の年金をお支払いするのに必要な積立金のことで、将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。
	年金原資額 （ねんきんげんしがく）	年金の原資のことで、この保険では年金支払開始日の前日の積立金額となります。ただし、繰上げ年金開始が行われた場合は、繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金額となります。
	年金支払開始日 （ねんきんしはらいかいしび）	積立利率保証期間の満了日の翌日のことです。ただし、繰上げ年金開始が行われた場合は、「繰上げ年金開始に関する特則」の適用のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日、年金支払開始日の繰延べが行われた場合は、保険契約者にご指定いただいた日となります。また、積立利率保証期間の更新に際して年金支払開始日の変更を行う場合、変更後の年金支払開始日は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
は	**判定基準為替レート** （はんていきじゅんかわせれーと）	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、判定基準金額を計算するときに用いる為替レートのことで、当社が一時払保険料（充当金）を受け取った日における対顧客電信売相場（TTS）を上限とする当社所定の為替レートとなります。

	判定基準金額 （はんていきじゅんきんがく）	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額のことです。ただし、基本保険金額または移行後基本保険金額の減額が行われたときは、判定基準金額も減額されます。
	被保険者 （ひほけんしゃ）	保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。
	保険期間 （ほけんきかん）	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。
	保険契約者 （ほけんけいやくしゃ）	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人のことです。
	保険契約者代理人 （ほけんけいやくしゃだいりにん）	「保険契約者代理特約」を付加した場合において、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者の代理人として手続きを行うことができる人のことをいいます。
	保険契約の型 （ほけんけいやくのかた）	保険契約の締結の際にご指定いただく型のことです。この保険には、積立利率により増加した積立金額に基づき年金支払開始日に年金額を定めるしくみの積立型と、年金支払開始日前の死亡給付金額や解約返還金額を抑えることで、積立型と比べて年金原資額を大きくするしくみの生存保障重視型の２つの保険契約の型があります。
	保険証券 （ほけんしょうけん）	保険契約の締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料 （ほけんりょう）	保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。
ま	**免責事由** （めんせきじゆう）	支払事由に該当しても、死亡給付金および年金をお支払いできない場合のことです。
	目標値判定為替レート （もくひょうちはんていかわせれーと）	「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約の解約返還金額を円貨に換算するときに用いる為替レートのことで、円貨に換算する日における対顧客電信買相場（TTB）を下限とする当社所定の為替レートとなります。
や	**約款** （やっかん）	ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

●生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

●当社の保険契約を取り扱う生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

●また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはつぎのとおりです。

1 お申込み

●お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でお手続きください。

2 保険料などのお払込み

●一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お払い込みください。

3 お申込内容の確認

●ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。

●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

●「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して８日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社への電磁的記録または書面によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

■イメージ図

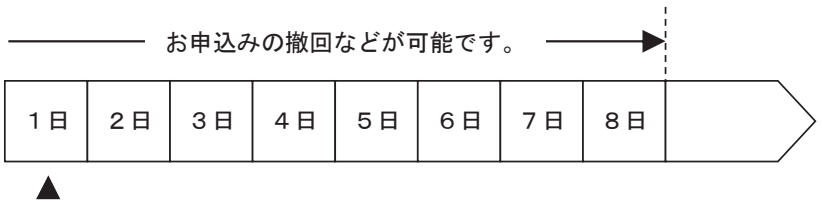

申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日

1 お申出方法

(1) 電磁的記録

主たる窓口としている当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください。当社ホームページにてお申し出いただいた場合、お申込みの撤回などは、お手続きの完了画面が表示された時に効力を生じます。

(2) 書面

郵便（はがき、封書（※１））により以下のとおりお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

※１ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

●お申出先

〒141－8712
日本郵便株式会社　大崎郵便局　郵便私書箱第 26 号
第一フロンティア生命保険株式会社　お客さまサービスセンター

●記入事項

① お申込みの撤回などをする旨
② お申込者などの氏名（自署）・フリガナ
③ お申込者などの住所・電話番号
④ お払い込みいただいた金額・通貨
⑤ ご本人名義の返金口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
⑥（推奨）申込番号または証券番号 ※２
⑦（任意）お申込者のＥメールアドレス ※３

（記入例）米ドルでお払い込みいただいた場合

① 私は契約の申込みの撤回を行います。
② 第一（ダイイチ）　太郎（タロウ）
③ 〒123-4567　○○県○○市××1-2-3
TEL ○○-××××-○○○○
④ ○,○○○,○○○米ドル
⑤ ○○銀行　○○支店
普通　1234567　　口座名義人　ダイイチ　タロウ
⑥ 申込番号:12-345-678901-23／証券番号:S1234-56789-01
⑦ xxxxx@xxxxx.com

※２ 確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。

※３ 当社からのメールが受信可能なＥメールアドレスをご記入ください。ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

2 返金する金額

お払い込みいただいた金額を、当社へお払い込みいただいた通貨でお申込者などに全額お返しいたします。

＊ 外貨でお受取りになる際には、返金口座として外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

⚠
・指定通貨が外貨の場合で、お申込者などが当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいたときは、指定通貨でお返しいたします。
・外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。

3 取扱いができない場合

●つぎの場合には、お申込みの撤回などの取扱いができません。

①ご契約の更新またはご契約の内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）の場合
②債務履行の担保のための保険契約である場合

4 その他

●当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。

●お申込みの撤回などの時点において死亡給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込者などが死亡給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

●この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行います。さらに、ご契約時に、ご契約の締結に必要な費用を、お払い込みいただいた一時払保険料から控除します。したがって、この保険の積立金額、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

●指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

＊ 市場価格調整、為替リスク、諸費用についてはそれぞれＰ15、19、45 をご参照ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

●ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

●ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金、給付金などが支払われないことがあります。

●ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

商品のしくみ

商品の特徴

この保険は、通貨、保険契約の型、死亡給付割合および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などに基づき年金原資額を定めるしくみの保険料一時払方式の年金保険です。積立利率保証期間中の死亡給付金額の水準等が異なる、積立型と生存保障重視型の２つの保険契約の型を有します。

⚠ ・この商品は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

■商品のイメージ図

【積立型】

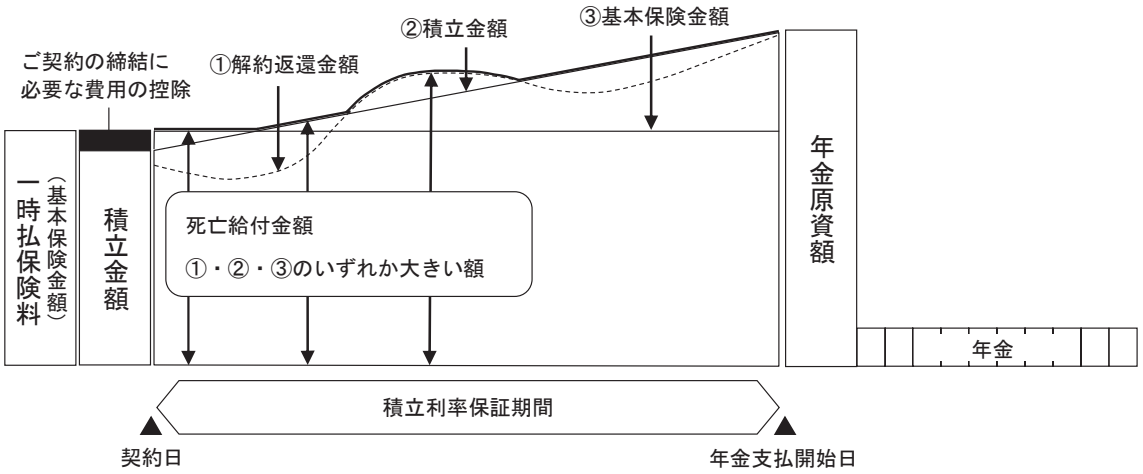

【生存保障重視型（死亡給付割合 100%）】

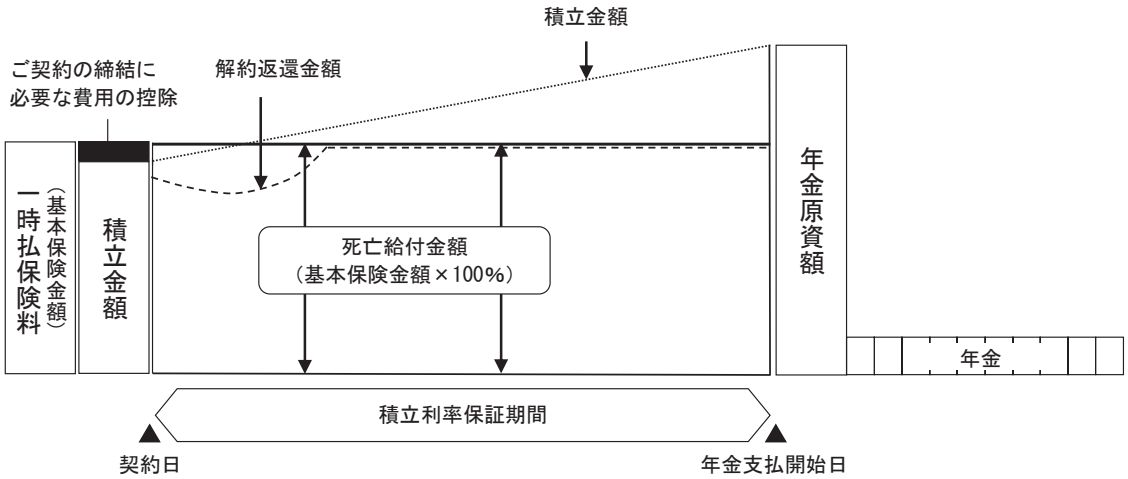

1 積立型と生存保障重視型を有する年金保険です

●この保険には、積立利率により増加した積立金額に基づき年金支払開始日に年金額を定めるしくみの積立型と、年金支払開始日前の死亡給付金額や解約返還金額を抑えることで、積立型と比べて年金原資額を大きくするしくみの生存保障重視型の２つの保険契約の型があり、ご契約のお申込みの際にいずれかをご指定いただきます。（※１）なお、生存保障重視型をご指定いただいた場合、死亡給付割合は 100%をご指定いただきます。

※１ ご契約後、保険契約の型の変更はできません。また、募集代理店や金利情勢などによっては、取り扱わない保険契約の型があります。

●通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に、１つご指定いただきます。（※２）

※２ 金利情勢などによっては、取り扱わない通貨の種類があります。

●この保険の保険料のお払込みや年金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。（※３）

※３ 指定通貨が外貨の場合、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」または「円貨支払特約」を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。【詳細はＰ20～Ｐ21 をご参照ください】また、年金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。なお、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

⚠ ・指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

2 積立金と積立利率について

●積立金とは、将来の年金および死亡給付金のお支払いに充てるため、ご契約時にお払い込みいただいた一時払保険料の中から積み立てたお金のことをいい、積立金額は、積立利率などに基づき経過年月日数に応じて増加します。

●積立利率は、通貨の種類、保険契約の型、死亡給付割合および積立利率保証期間ごとに、毎月２回（１日と 16 日）設定します。【詳細はＰ14 をご参照ください】

●契約日における積立利率はご契約時に選択いただいた積立利率保証期間の満了日まで適用されます。

⚠ ・お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

3 積立利率保証期間について

●積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいいます。ご契約時に選択いただける積立利率保証期間は、指定通貨が外貨の場合は５年、10 年、円貨の場合は５年、10 年、15 年、20 年となります。（※４）

※４ 金利情勢などによっては、取り扱わない積立利率保証期間があります。

4 年金額について

●ご契約時の年金支払開始日は、選択いただいた積立利率保証期間の満了日の翌日となります。

●年金支払開始日以後、年金支払期間中は年金額が変動せず一定となります。

⚠ ・年金額は、ご契約時に定まるものではありません。年金額は、年金支払開始日の前日の積立金額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算されますので、年金支払開始日まで確定しません。（年金支払開始日における被保険者の満年齢をもとに計算します。）

5 死亡給付金額について

●年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、つぎの金額を死亡給付金としてお支払いします。

保険契約の型	お支払額
積立型	被保険者が死亡した時の基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額
生存保障重視型	被保険者が死亡した時の基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額

6 解約返還金額などについて

⚠ ・この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

・指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

＊ 市場価格調整、為替リスク、諸費用についてはそれぞれＰ15、19、45 をご参照ください。

7 積立利率保証期間の更新と指定通貨の変更について

●積立利率保証期間の満了日に限り、当社の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。また、積立利率保証期間の更新の際に限り、指定通貨を変更することができます。【詳細はＰ38 をご参照ください】

8 目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約について

●「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加することにより、当社所定の期間において、一時払保険料の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を定額の円貨建終身保険に移行することができます。【詳細はＰ22 をご参照ください】

9 定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）について

●当社所定の期間において、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加することにより、主契約を移行後指定通貨（特約の締結時に指定した通貨）建の定額終身保険に移行することができます。【詳細はＰ24 をご参照ください】

10 その他

●この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

●この保険には、契約者貸付制度はありません。

●積立型の場合、契約日から起算して１年以上経過しているときで年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には、「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して年金支払開始日を繰り上げることができます。【詳細はＰ37 をご参照ください】

●年金支払開始日の前日に、１回に限り、指定通貨が外貨の場合は３年を、円貨の場合は１年を限度として、年金支払開始日を繰り延べることができます。【詳細はＰ37 をご参照ください】

積立利率

●積立利率は、通貨の種類、保険契約の型、死亡給付割合および積立利率保証期間ごとに設定するものとし、当社が積立利率を設定する日の３営業日前の日（＝積立利率計算日）において定めたつぎの率から、当社が定める費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

米ドル	積立利率計算日の前日における直前３日（当社が指標金利を取得する３日に限ります。）の指標金利の平均値に最大 1.0%（※１）を加えた率を上限とし、最大 1.5%（※１）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率
豪ドル	積立利率計算日における直前３日（当社が指標金利を取得する３日に限ります。）の指標金利の平均値に最大 1.5%（※１）を加えた率を上限とし、最大 1.0%（※１）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率
円	積立利率計算日における直前３日（当社が指標金利を取得する３日に限ります。）の指標金利の平均値に最大 1.5%（※１）を加えた率を上限とし、最大 1.0%（※１）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

※１ 指標金利と実際の運用資産との金利差および積立利率計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限および下限を定めています。

＊ 保険契約関係費率は保険契約の型および指定通貨に応じてつぎのとおりとします。

保険契約の型	指定通貨	保険契約関係費率
積立型	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率
	円貨	ご契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率
生存保障重視型	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用の率
	円貨	ご契約の維持などに必要な費用の率

●指標金利は、つぎの利回りとします。

通貨の種類	積立利率保証期間（※２）	利回り
米ドル	（１年、３年）	加重平均インデックス利回り（対象年限３年）
	５年、（６年）	加重平均インデックス利回り（対象年限５年）
	10 年	加重平均インデックス利回り（対象年限 10 年）
豪ドル	５年、10 年、（１年、３年、６年）	積立利率保証期間に応じた豪ドル金利スワップレート
円	５年、10 年、15 年、20 年、（１年）	積立利率保証期間に応じた日本国債の流通利回り

※２ 積立利率保証期間１年、３年、６年は、更新時のみ選択いただけます。

＊ 加重平均インデックス利回りとは、つぎの（1）を 10%、（2）を 90%の割合で加重平均して算出した利回りのことをいいます。なお、（1）および（2）の算出において、該当する銘柄がない場合は、線形補間等により算出します。また、（1）および（2）のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

（1）Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後１年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

（2）Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後１年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

＊ 豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW））」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

●積立利率は、一時払保険料からご契約の締結に必要な費用【詳細はＰ45 をご参照ください】を差し引いた金額に適用されますので、一時払保険料に対する実質利回りを意味するものではありません。

●積立利率は、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

●当社は、上表の利回りが算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって上表の利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の２か月前までにその旨を保険契約者に通知します。

市場価格調整と解約返還金額

この保険では、解約や基本保険金額を減額する場合、「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して年金支払開始日を繰り上げる場合、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加していて定額の円貨建終身保険に移行する場合、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して移行後指定通貨建の定額終身保険に移行する場合（「終身保険移行日等の通常取扱」に限ります。詳細はＰ24 をご参照ください。）などに、市場価格調整を行います。

●市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額などの計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、適用されている積立利率などに基づき計算された積立金額とのかい離を調整することで、運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させます。

●市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率（※１）}}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率（※２）} + \text{当社の定める率（※３）}} \right)^{\text{月数（※４）}／12}$$

※１ 適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

※２ 解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

※３ 当社の定める率は、0.10%とします。

※４ 月数とは、残存月数（積立利率保証期間の満了日までの月数（繰上げ年金開始が行われたときは、繰上げ前の積立利率保証期間の満了日までの月数をいいます。）をいい、１か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）に応じてつぎのとおりとします。

（1）残存月数が 120 か月以下の場合：残存月数　　（2）残存月数が 121 か月以上の場合：残存月数×0.5＋60 か月

＊ 市場価格調整用利率は、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

＊ 解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月１日と 16 日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

■積立金額に対して控除される率の例（契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と解約返還金計算日に適用される市場価格調整用利率が 1.0%の場合）

残存年数（※５）		20 年	19 年	18 年	17 年	16 年	15 年	14 年	13 年	12 年	11 年
積立利率保証期間	１年、３年、５年、６年、10 年、15 年、20 年	1.47%	1.43%	1.38%	1.33%	1.28%	1.23%	1.18%	1.13%	1.08%	1.03%

残存年数		10 年	９年	８年	７年	６年	５年	４年	３年	２年	１年
積立利率保証期間	１年、３年、５年、６年、10 年、15 年、20 年	0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

※５ 積立利率保証期間の満了日までの残存年数とします。

●解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約返還金額（※６）　＝　解約返還金計算日の積立金額　×　（ １　－　市場価格調整率 ）

※６ 生存保障重視型の場合、基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額が上限となります。

・市場価格調整の手法により、解約などをする際に、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は積立金額に市場価格調整を行った額などが減少し、逆に市場金利が低下した場合は積立金額に市場価格調整を行った額などが増加する傾向にあります。
・生存保障重視型の場合、積立金額に市場価格調整を行った額が一時払保険料相当額を上回った場合でも、解約返還金額は基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額が上限となります。
・積立利率保証期間更新日から一定期間は、市場金利に変動がない場合でも、解約返還金額などが直前の積立利率保証期間満了時の解約返還金額などを下回る傾向にあります。

■解約返還金額の計算例

（1）【積立型の場合】（指定通貨が米ドル、積立利率保証期間が 10 年（120 か月）で、契約日から３年（36 か月）を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する場合）

●解約返還金額が積立金額より減少する例

・解約返還金計算日の積立金額（①）　100,000 米ドル
・適用されている積立利率の算出時の
　市場価格調整用利率（②）　2.0%
・解約返還金計算日の
　市場価格調整用利率（③）　2.5%
・月数（④＝120 か月−36 か月）　84 か月

$$\text{市場価格調整率（⑤）} = 1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.10\%}\right)^{④/12}$$

$$= 1 - \left(\frac{1+0.02}{1+0.025+0.001}\right)^{84/12}$$

$$= 0.0402$$

解約返還金額　＝①×（１−⑤）
＝ 100,000 米ドル×（１−0.0402）
＝ 95,980 米ドル

●解約返還金額が積立金額より増加する例

・解約返還金計算日の積立金額（①）　100,000 米ドル
・適用されている積立利率の算出時の
　市場価格調整用利率（②）　2.0%
・解約返還金計算日の
　市場価格調整用利率（③）　1.5%
・月数（④＝120 か月−36 か月）　84 か月

$$\text{市場価格調整率（⑤）} = 1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.10\%}\right)^{④/12}$$

$$= 1 - \left(\frac{1+0.02}{1+0.015+0.001}\right)^{84/12}$$

$$= -0.0279$$

解約返還金額　＝①×（１−⑤）
＝ 100,000 米ドル×（１−（−0.0279））
＝ 102,790 米ドル

＊ 上記の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

(2)【生存保障重視型（死亡給付割合 100%）の場合】（指定通貨が米ドル、積立利率保証期間が 10 年（120 か月）、基本保険金額が 100,000 米ドル、契約日から３年（36 か月）を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する場合）

●解約返還金額が基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額より減少する例

・解約返還金計算日の積立金額（①）　100,000 米ドル
・適用されている積立利率の算出時の
　市場価格調整用利率（②）　2.0%
・解約返還金計算日の
　市場価格調整用利率（③）　2.5%
・月数（④＝120 か月−36 か月）　84 か月

$$\text{市場価格調整率（⑤）} = 1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.10\%}\right)^{④/12}$$

$$= 1 - \left(\frac{1+0.02}{1+0.025+0.001}\right)^{84/12}$$

$$= 0.0402$$

解約返還金額：① ×（１−⑤）
＝ 100,000 米ドル×（１−0.0402）
＝ 95,980 米ドル＜100,000 米ドル(※７)
⇒ 95,980 米ドル

●解約返還金額が基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額となる例

・解約返還金計算日の積立金額（①）　100,000 米ドル
・適用されている積立利率の算出時の
　市場価格調整用利率（②）　2.0%
・解約返還金計算日の
　市場価格調整用利率（③）　1.5%
・月数（④＝120 か月−36 か月）　84 か月

$$\text{市場価格調整率（⑤）} = 1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.10\%}\right)^{④/12}$$

$$= 1 - \left(\frac{1+0.02}{1+0.015+0.001}\right)^{84/12}$$

$$= -0.0279$$

解約返還金額：① ×（１−⑤）
＝ 100,000 米ドル×（１−（−0.0279））
＝ 102,790 米ドル＞100,000 米ドル(※７)
⇒ 100,000 米ドル

※７ 上記の例の場合、基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額（100,000 米ドル×100%）は 100,000 米ドルとなり、この金額が解約返還金額の上限となります。

＊ 上記の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

■解約返還金額例（指定通貨が米ドルの場合）

つぎの２つの表においては、下記のことにご留意ください。

＊ 基本保険金額の減額などがないものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。
＊ 「市場価格調整用利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の市場価格調整用利率」と「適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率」との差のことをいいます。例示の市場価格調整用利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。
＊ 積立金額および解約返還金額は、経過期間が１日の場合は契約日の金額を、１年から 10 年の場合は年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。
＊ 積立金額および解約返還金額の数値は、１米ドル未満切捨てにより表示しています。
＊ 経過期間が１日の場合の金額を例示していますが、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して８日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。【詳細はＰ９をご参照ください】

【積立型の場合】（積立利率保証期間 10 年、基本保険金額（＝一時払保険料）が 100,000 米ドル、適用されている積立利率が 3.5%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 3.5%の場合）

経過期間	積立金額（米ドル）	解約返還金額（米ドル）				
		市場価格調整用利率の変動幅				
		3.0%上昇	1.0%上昇	同水準	1.0%低下	3.0%低下
＜参考＞１日	95,909	—	—	94,995	—	—
１年	99,256	76,103	90,247	98,397	107,373	128,185
３年	106,326	86,481	98,741	105,609	113,029	129,728
５年	113,899	98,273	108,034	113,350	118,983	131,290
７年	122,011	111,673	118,202	121,658	125,250	132,870
10 年	135,276	135,276	135,276	135,276	135,276	135,276

⚠ ・市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

【生存保障重視型（死亡給付割合 100%）の場合】（女性 60 歳、積立利率保証期間 10 年、基本保険金額（＝一時払保険料）が 100,000 米ドル、適用されている積立利率が 3.5%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 3.5%の場合）

経過期間	積立金額（米ドル）	解約返還金額（米ドル）				
		市場価格調整用利率の変動幅				
		3.0%上昇	1.0%上昇	同水準	1.0%低下	3.0%低下
＜参考＞１日	95,909	—	—	94,995	—	—
１年	99,270	76,114	90,260	98,411	100,000	100,000
３年	106,461	86,590	98,866	100,000	100,000	100,000
５年	114,591	98,870	100,000	100,000	100,000	100,000
７年	123,770	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10 年	138,690	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

⚠ ・市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。なお、解約返還金額は基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額が上限となります。

為替リスク

◆指定通貨が外貨の場合に生じるリスクです。

●為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
●この保険は、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響を受けます。

・為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

●この保険にかかる為替リスクは、保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人に帰属します。

■為替リスクの例（米ドルの場合）

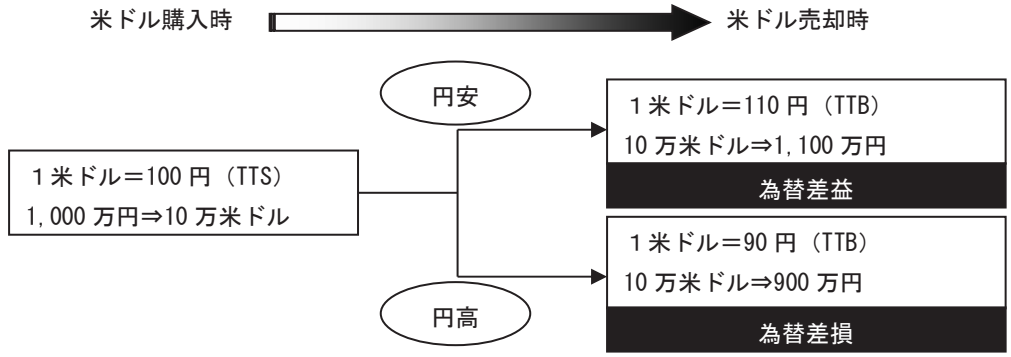

●対顧客電信売相場（TTS）…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
●対顧客電信買相場（TTB）…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
●対顧客電信売買相場仲値（TTM）…対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。
＊ 為替相場に変動がない場合（TTMが同値の場合）でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

保険料円貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、円貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●円貨でお払い込みいただく金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※２）を上限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「TTM＋50 銭」とします。（2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

保険料外貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、指定通貨と異なる外貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●お払い込みいただける通貨の種類は、指定通貨が米ドルの場合は豪ドル、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルとなります。

●指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただく金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、外貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示するお払い込みいただく外貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※２）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「（払込通貨の TTM－25 銭）÷（指定通貨の TTM＋25 銭）」とします。（2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

円貨支払特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約の年金などを円貨により受け取ることができます。

●この特約は、年金などのご請求の際に、年金受取人などからのお申出により付加できます。

●外貨建の年金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※１）を下限とする当社所定の為替レート（※２）となります。

※１　１日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※２　「TTM－50 銭」とします。（2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

■お申出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつぎのとおりとなります。

項目	お申出いただく方	円貨に換算する日
①年金（※３）（※４）	年金受取人	年金支払開始日または請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日のいずれか遅い日（※５）
②年金原資額の一時支払		
③繰上げ年金開始による年金（※３）（※４）（※６）	年金受取人	繰上げ後の年金支払開始日（※５）
④死亡給付金	死亡給付金受取人	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※５）
⑤解約返還金	保険契約者	
⑥「死亡給付金等の年金払特約」による特約年金（※３）（※４）	特約年金受取人	
⑦「年金支払移行特約」による特約年金（※３）（※４）（※６）	特約年金受取人	特約年金支払開始日（※５）
⑧その他の返還金	保険契約者	返還金を当社が支払う日

※３「円貨支払特約」の付加は第１回の（特約）年金の請求の際に限ります。また、「円貨支払特約」を付加した場合、以後、外貨で受け取ることはできません。

※４　「円貨に換算する日」の当社所定の為替レートで、年金支払開始日の前日の積立金額（①の場合）、繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金額（③の場合）、死亡給付金額（⑥の場合）または特約年金原資額（⑦の場合）を円貨に換算し、その金額をもとに（特約）年金額を計算します。

※５　その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※６　円貨に換算した（特約）年金額が当社所定の金額に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき円貨に換算した（特約）年金の合計額が円貨に換算した（特約）年金原資額に満たない場合は、「円貨支払特約」の付加は取り扱いません。

目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

◆生存保障重視型の場合、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」による終身保険移行日以後に限り、この特約を付加することができます。

この特約を付加することにより、判定期間において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を定額の円貨建終身保険に移行することができます。

●この特約は、主契約の契約日以後、主契約の年金支払開始日（年金支払開始日の繰延べが行われた場合は繰延べ前の年金支払開始日）の２か月前における月単位の契約応当日の前日までに限り、当社の承諾を得て、保険契約者からのお申出により付加できます。

●この特約の付加日は、ご契約の締結の際に付加したときは主契約の契約日、主契約の積立利率保証期間の更新の際に付加したときは主契約の積立利率保証期間更新日、これら以外の時期に付加したときは当社がこの特約の付加のお申込みを承諾した日とします。

●目標値は、この特約の締結の際に、当社の定める範囲内で保険契約者にご指定いただきます。また、到達判定日（※１）までに限り、当社の定める範囲内で目標値の変更を取り扱います。

※１「到達判定日」とは、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。

●判定期間は、主契約の契約日の３か月後における月単位の契約応当日（この日より後に付加したときは、この特約の付加日）から主契約の年金支払開始日の２か月前における月単位の契約応当日の前日までとします。

●判定期間の各日（※２）において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額（※３）の円換算額の割合が目標値に到達した場合、その到達した日の翌々営業日（以下「定額円貨建移行日」といいます。）に主契約を定額の円貨建終身保険に移行します。

※２ 当社の営業日で当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示する日に限ります。

※３ 解約返還金額の詳細はＰ15 をご参照ください。

判定基準金額	●主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。（ただし、「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額とし、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。）（※４） ●判定基準為替レートは、当社が主契約の一時払保険料（充当金）（ただし、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額とします。）を受け取った日（※５）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※６）を上限とする当社所定の為替レート（※７）とします。
解約返還金額の円換算額	●主契約の解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。 ●目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※６）を下限とする当社所定の為替レート（※８）とします。

※４ この特約が主契約に付加される前に主契約の基本保険金額（主契約に「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」が付加されている場合は、移行後基本保険金額とします。以下同じ。）を減額していた場合およびこの特約が主契約に付加された後に主契約の基本保険金額を減額した場合には、判定基準金額については、減額前の主契約の基本保険金額と減額後の主契約の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

※５ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※６ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※７ 「TTM＋50 銭」とします。（2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

※８ 「TTM－50 銭」とします。（2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●この特約の解約は、到達判定日までに限り取り扱います。

●年金支払開始日を繰り延べた場合および指定通貨を円貨に変更した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

⚠
- 為替相場や市場金利の変動など、市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
- 到達判定日から定額の円貨建終身保険に移行するまでの間の解約返還金額は変動（増減）します。

●この特約と「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」【詳細はＰ24 をご参照ください】を付加する場合は、つぎの（1）および（2）のとおり、取扱いが異なる部分があります。

（1）「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」が付加されている主契約にこの特約を付加する場合

●移行後指定通貨が外貨の場合、この特約は、終身保険移行日以後、終身にわたり、保険契約者からのお申出により付加できます。

＊ 移行後指定通貨が円貨の場合、この特約の付加は取り扱いません。

●主契約に「年金支払移行特約」が付加されている場合、この特約の付加は取り扱いません。

●判定期間は、この特約の付加日から終身の期間とします。

●定額円貨建移行日前に主契約に「年金支払移行特約」を付加した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

（2）この特約が付加されている主契約に「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加する場合（この特約と「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を同時に付加する場合を含みます。）

●移行後指定通貨が円貨の場合、この特約は消滅したものとみなします。

●判定期間は、終身保険移行日から終身の期間とします。

＊ 「終身保険移行日等の通常取扱」が行われたときは、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」の特約申込日は目標値の判定を行いません。

●定額円貨建移行日前に主契約に「年金支払移行特約」を付加した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

【定額円貨建移行日以後の取扱い】

●ご契約にかかわる金銭のお支払いは、すべて円貨で行います。

●被保険者が死亡した場合には、つぎの金額を死亡給付金としてお支払いします。

（1）被保険者が定額円貨建移行日から定額円貨建移行日の２年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までに死亡した場合は、被保険者が死亡した時の責任準備金額

（2）被保険者が移行後保障増額日以後に死亡した場合は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

⚠
・移行後基本保険金額は、定額円貨建移行日に、到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。この場合、定額円貨建移行日における被保険者の満年齢をもとに計算します。
・定額円貨建移行日以後の死亡給付金額は、定額円貨建移行日前の死亡給付金額の円換算額を下回ることがあります。

●移行後基本保険金額は、この特約を付加した既契約の移行後基本保険金額およびその他の終身保険の死亡保険金額などを通算して当社所定の金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者にお支払いします。

●解約返還金額は、責任準備金額と同額であり、経過月数に応じて計算した金額とします。（市場価格調整は行いません。）

●移行後基本保険金額の減額を取り扱います。（ただし、減額後の移行後基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）

■イメージ図（ご契約の締結の際に付加し、目標値に到達した場合）

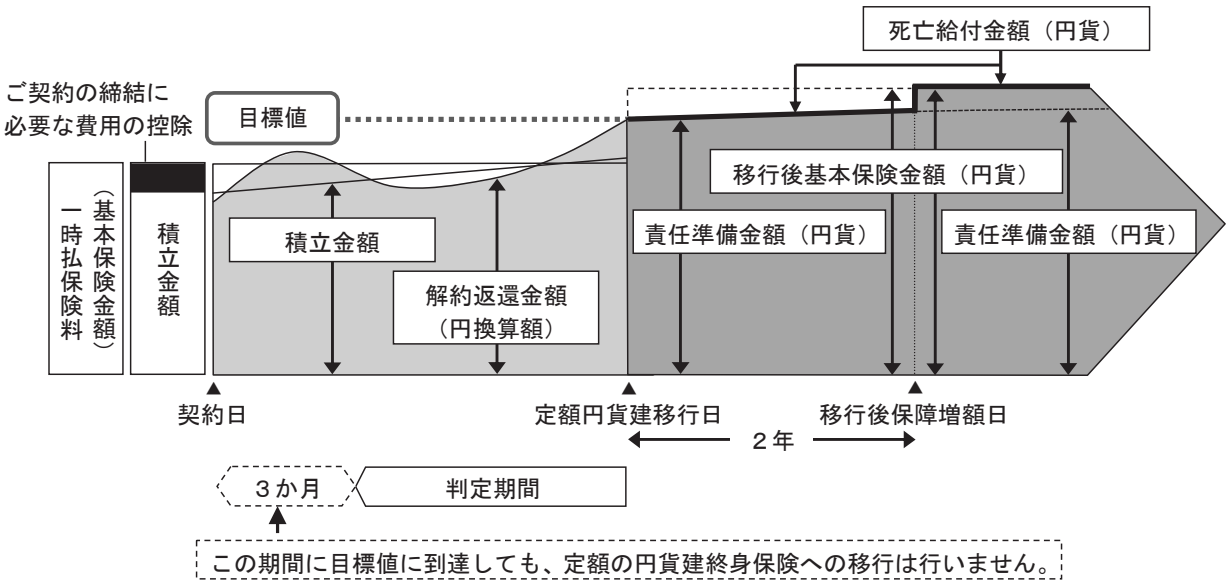

定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）

この特約を付加することにより、主契約を特約の締結時に指定した通貨（以下「移行後指定通貨」といいます。）建の定額終身保険に移行することができます。

●この特約は、保険契約者からのお申出により付加することができます。付加できる時期、移行後指定通貨建の定額終身保険に移行する日（以下「終身保険移行日」といいます。）はつぎのとおりです。

（1）主契約の契約日から起算して１年経過以後、主契約の年金支払開始日の２か月前における月単位の契約応当日の前日まで付加することができます。この場合、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。以下「特約申込日」といいます。）の翌日を終身保険移行日とします。

（2）主契約の年金支払開始日に付加することができます。この場合、年金支払開始日を終身保険移行日とします。

＊ 終身保険移行日のほか、この特約を付加した時期に応じて取扱が異なる部分があります。
上記（1）の時期に付加した場合の取扱を「終身保険移行日等の通常取扱」と、上記（2）の時期に付加した場合の取扱を「終身保険移行日等の特別取扱」といい、取扱が異なる部分は、各取扱に応じた内容を記載しております。

＊ 生存保障重視型の場合、「終身保険移行日等の特別取扱」に限り取り扱います。

●特約の締結の際に、当社の定める取扱範囲で移行後指定通貨を１つご指定いただきます。

＊ 移行前の指定通貨が円貨の場合、指定できる移行後指定通貨は円貨に限ります。

●「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」が付加されている場合は、到達判定日までに限り、この特約の付加を取り扱います。

●年金支払開始日の繰延べまたは繰上げ年金開始が行われた場合は、この特約の付加は取り扱いません。

●移行後基本保険金額が当社所定の金額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。

■イメージ図（終身保険移行日等の通常取扱の場合で、移行前の指定通貨と移行後指定通貨が同一のとき）

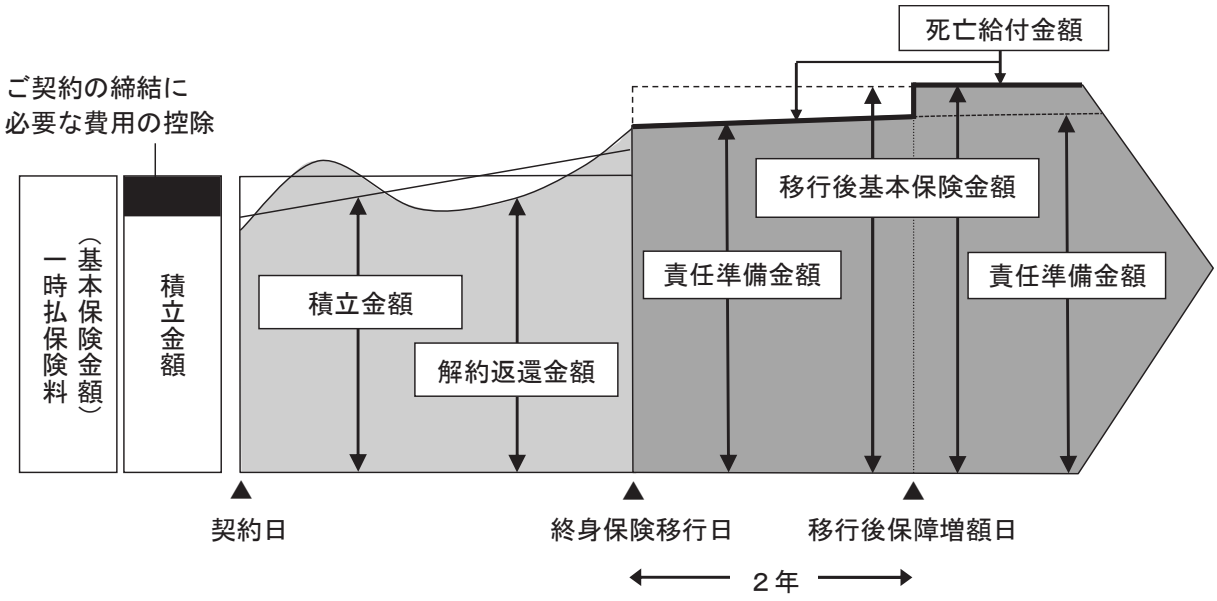

【終身保険移行日以後の取扱い】

●ご契約にかかわる金銭のお支払いは、すべて移行後指定通貨で行います。

＊ 移行後指定通貨が外貨の場合、「円貨支払特約」を付加することにより、死亡給付金などを円貨により受け取ることができます。【詳細はＰ21 をご参照ください】

●被保険者が死亡した場合には、つぎの金額を死亡給付金としてお支払いします。

（1）被保険者が終身保険移行日から終身保険移行日の２年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までに死亡した場合は、被保険者が死亡した時の責任準備金額

（2）被保険者が移行後保障増額日以後に死亡した場合は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

⚠

・移行後基本保険金額は、終身保険移行日に、特約申込日における主契約の解約返還金額（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※１）または年金原資額（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※１）をもとに、終身保険移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。この場合、終身保険移行日における被保険者の満年齢をもとに計算します。

・終身保険移行日以後の死亡給付金額は、終身保険移行日前の死亡給付金額を下回ることがあります。

※１ 移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる場合は、つぎの為替レートを用いて移行後指定通貨に換算した金額とします。

移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる外貨の場合	特約申込日（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※２）または終身保険移行日（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※２）における当社が指標として指定する金融機関が公示する移行前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※３）を移行後指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※３）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート（※４）
移行後指定通貨が円貨の場合	特約申込日（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※２）または終身保険移行日（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※２）における当社が指標として指定する金融機関が公示する移行前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※３）を下限とする当社所定の為替レート（※５）

※２ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※３ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※４ 「(移行前の指定通貨の TTM－25 銭）÷（移行後指定通貨の TTM＋25 銭)」とします。(2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。)

※５ 「TTM－50 銭」とします。(2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。)

●移行後基本保険金額は、この特約を付加した既契約の移行後基本保険金額およびその他の終身保険の死亡保険金額などを通算して当社所定の金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する特約申込日における主契約の解約返還金額（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※６）またはそのこえる部分に対応する年金原資額（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※６）を保険契約者にお支払いします。

※６ 移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる場合は、移行後指定通貨に換算した金額とします。

●解約返還金額は、責任準備金額と同額であり、経過月数に応じて計算した金額とします。（市場価格調整は行いません。）

●移行後基本保険金額の減額を取り扱います。（ただし、減額後の移行後基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）

年金支払移行特約

この特約を付加することにより、将来の死亡給付金のお支払いにかえて、年金支払に移行することができます。

●この特約は、主契約に「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」が付加されている場合で、その定額円貨建移行日または終身保険移行日以後に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。（ただし、主契約の契約日から起算して１年以上経過しているときで被保険者の年齢が 90 歳以下の場合に限ります。）

●特約年金の種類は確定年金とし、この特約のお申込時に、年金支払期間および特約年金受取人を保険契約者にご指定いただきます。

●第１回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第２回以後の特約年金支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。

⚠ ・特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

●特約年金額が当社所定の金額に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。

●特約年金支払開始日以後、特約年金のお支払いにかえて、特約年金の一括払を請求することもできます。この場合のお支払額は残余年金支払期間の未払特約年金の現価となります。

●この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約は取り扱いません。

【特約年金のお支払い】

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間（※）中の毎年の特約年金支払日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人
	被保険者が特約年金支払開始日から年金支払期間中の最後の特約年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払特約年金の現価	特約年金受取人

※ ３年、５年および 10 年の中から年金支払期間を選択いただきます。

■イメージ図

（「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」による定額円貨建移行日以後にこの特約を付加した場合）

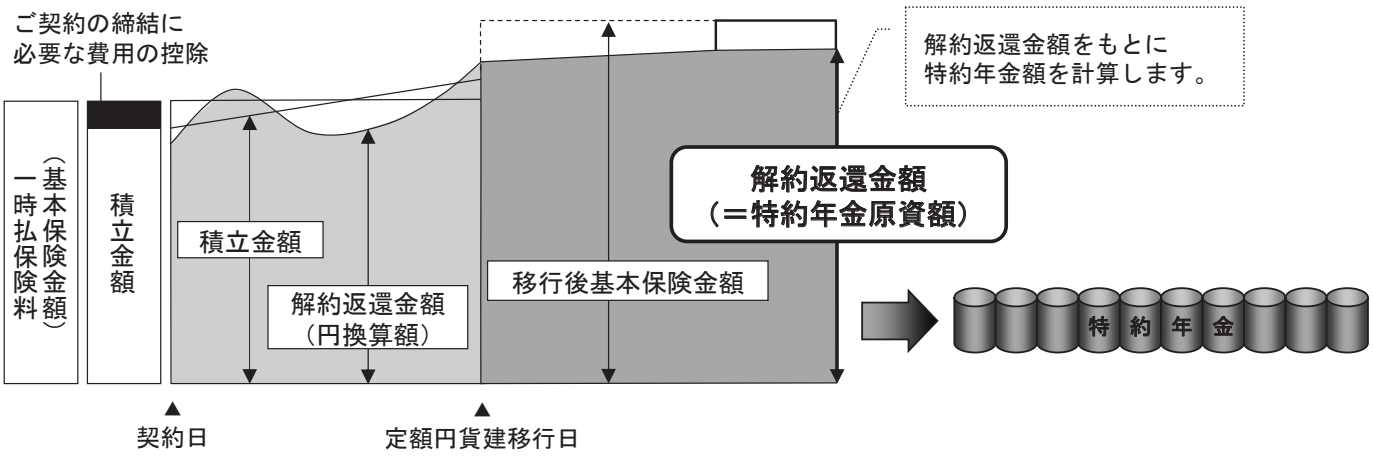

死亡給付金等の年金払特約

この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。

●この特約は、死亡給付金の支払事由の発生前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。

●特約年金の支払回数は、この特約のお申込時に当社所定の回数（５回、10 回、15 回、20 回、25 回、30 回、35 回、40 回）から選択いただきます。また、死亡給付金の支払事由の発生前で当社所定の基準を満たす場合に限り、支払回数の変更を取り扱います。（※）

※ 死亡給付金の支払事由の発生後であっても、特約年金額が当社所定の金額に満たない特約年金受取人がいる場合で、変更後の回数により新たに計算した特約年金額が当社所定の金額以上となるときは、その特約年金受取人にお支払いする特約年金の支払回数の変更を取り扱います。

●第１回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は死亡給付金の支払事由が生じた日となります。第２回以後の特約年金の支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。

⚠ ・特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、死亡給付金額を年金原資額として、死亡給付金の支払事由が生じた日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ計算します。）

●特約年金額が当社所定の金額に満たないときは、その特約年金受取人について、特約年金のお支払いにかえて、死亡給付金を一時金にてお支払いします。なお、特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ当社所定の金額とします。

●特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金のお支払いにかえて特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。（特約年金受取人が複数の場合は、特約年金受取人ごとに請求することができます。）

●この特約の解約は、死亡給付金の支払事由の発生前に限り取り扱います。

■イメージ図（積立型の場合）

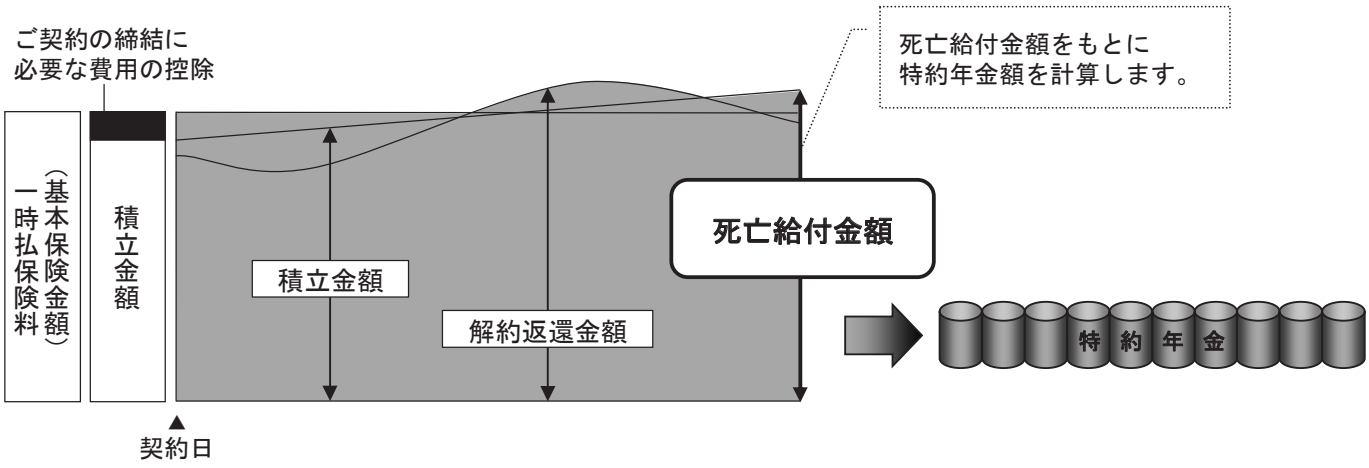

「円貨支払特約」、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」、「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」については、2026 年４月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

保険契約者代理特約

この特約を付加することにより、保険契約者（年金支払に移行後は、年金の受取人とします。以下同じ。）が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。以下同じ。）および当社の承諾を得てあらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

1 代理手続きができる場合

●保険契約者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わってご契約に関する手続きを行うことができます。

(1) 認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
(2) (1)に準じる状態であると当社が認めた場合

2 代理手続きの対象となる手続き

●保険契約者代理人は、保険契約の解約等、保険契約者が行うことができる手続きを代理することができます。(※) ただし、つぎの手続きは代理手続きの対象外です。

・保険契約者の変更
・保険金等の受取人の変更
・保険契約者代理人の変更

※ 保険契約者と保険金等の受取人が同一人の場合、保険金等の受取人が行うことができる請求手続きも代理することができます。

3 保険契約者代理人について

●保険契約者代理人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

(1) 保険契約者の戸籍上の配偶者
(2) 保険契約者の直系血族
(3) 保険契約者の３親等内の親族
(4) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている方
(5) 保険契約者の財産管理を行っている方
(6) 被保険者
(7) 保険金等の受取人
(8) その他(4)～(7)と同等の関係がある方
＊ (4)～(8)は当社が認めた方に限ります。

●保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合も、手続時において、上記の範囲内に該当することが必要です。

■戸籍上の配偶者、直系血族および３親等内の親族

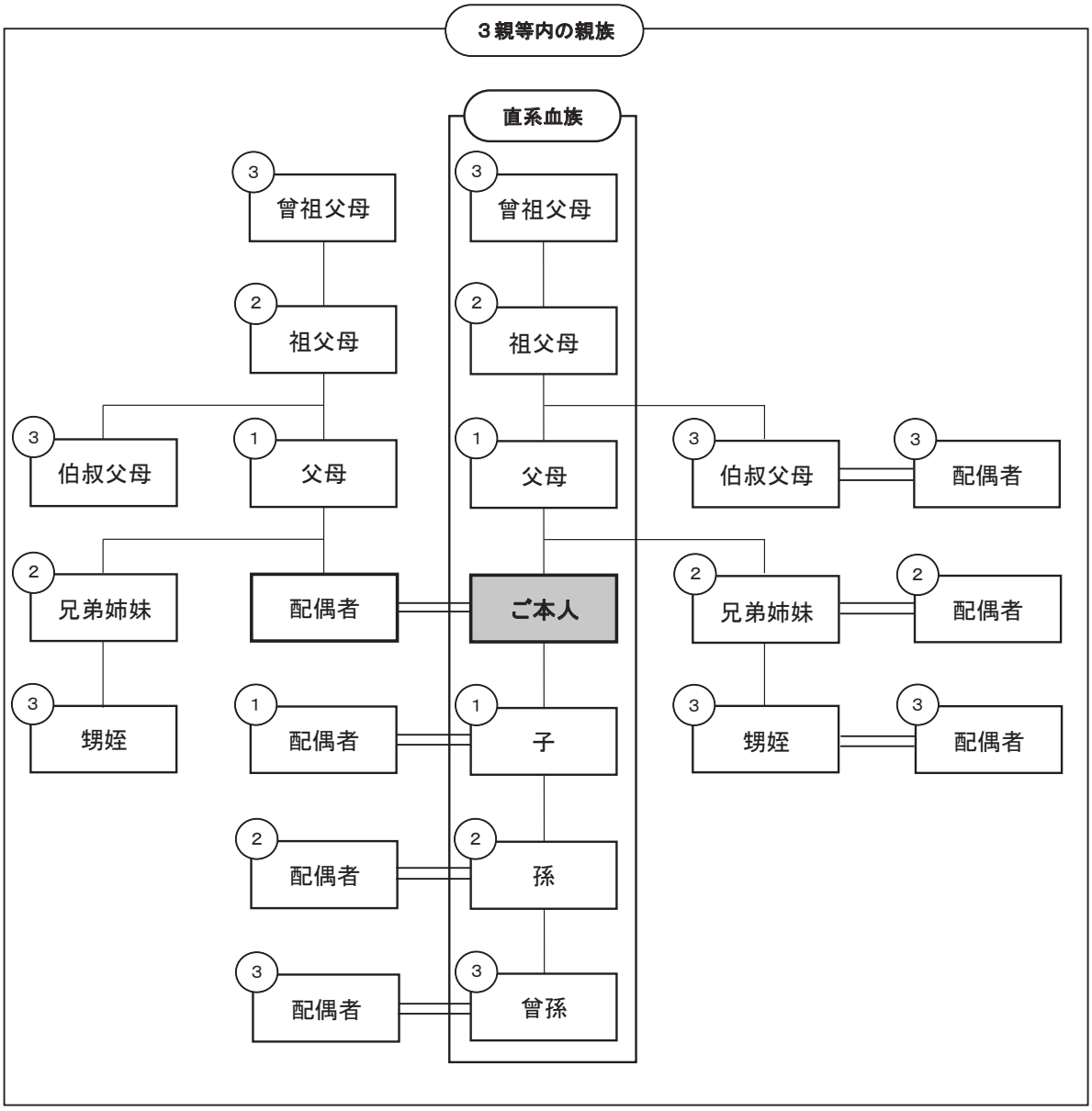

●故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者をご契約に関する手続きができない状態に該当させた者は、代理手続きを行うことはできません。

⚠
- 保険契約者が法人である場合は、この特約の付加はできません。
- 保険契約者代理人からの申出に基づいて代理手続きを行った場合、当社から保険契約者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、代理手続きの内容について保険契約者代理人しか了知しない状況で、以後の契約内容が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- 代理手続きにより保険金などの諸支払金をお支払いした場合には、その後同一の諸支払金の請求を受けても、重複してお支払いはしません。

◆ お願い

もしものときに保険契約者代理人が保険契約者の意向に沿った手続きができるように、保険契約者代理人を指定されるときや変更されるときには、保険契約者代理人になられる方へ、事前にご契約内容および保険契約者代理人が代理できる手続きの内容等についてお伝えください。

死亡給付金および年金のお支払い

死亡給付金のお支払い

1 死亡給付金のお支払い

	保険契約の型	お支払事由	お支払額	受取人
死亡給付金	積立型	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい額 ①基本保険金額 ②積立金額 ③解約返還金額	死亡給付金受取人
	生存保障重視型		被保険者が死亡した時の基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額	

2 死亡給付金等の年金払特約について

- 「死亡給付金等の年金払特約」【詳細はP27をご参照ください】を付加することにより、死亡給付金について一時金にかえて、年金（特約年金）でお受取りいただくことができます。

年金のお支払い

この保険における年金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価（※１）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※２））
	年金受取人が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価	年金受取人
10年保証期間付終身年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	残余保証期間の未払年金の現価（※１）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※２））
	年金受取人が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき（※３）	残余保証期間の未払年金の現価	年金受取人
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間（以下「死亡時保証期間」といいます。）中に、被保険者が死亡したとき	死亡時保証金額（年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※２））
	年金受取人が死亡時保証期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき（※３）	責任準備金（※４）のうち残余死亡時保証期間の年金の支払いのために積み立てている部分に相当する額	年金受取人

※１ 未払年金の現価のお支払いにかえて、残余年金支払期間（10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）分の年金を継続して受け取ることもできます。

※２ 保険契約者は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合に新たに年金受取人となる方（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

※３ 保証期間（死亡時保証金額付終身年金の場合は死亡時保証期間）経過後、被保険者が生存している場合には生涯にわたって年金をお支払いします。

※４ 将来の年金をお支払いするために、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。

1 年金のお支払い

●年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているときには、年金を年金受取人にお支払いします。

●年金の種類は、「5 年金の種類」の中からお選びいただきます。また、年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には、年金の種類を変更することができます。

2 年金支払開始日における年金原資額の一時支払

●年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、年金（第１回の年金を含みます。）のお支払いにかえて、年金原資額の一時支払を選択することができます。この場合、年金原資額を年金受取人にお支払いし、保険契約はそのお支払いを行ったときに消滅します。

3 年金額

⚠

・年金額は、ご契約時に定まるものではありません。年金額は、年金支払開始日の前日の積立金額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算されますので、年金支払開始日まで確定しません。（年金支払開始日における被保険者の満年齢をもとに計算します。）

4 年金のお支払いを行わない場合について

⚠

・年金額が当社所定の金額（指定通貨に応じて、3,000 米ドル、3,000 豪ドル、30 万円。）に満たない場合（年金の種類が確定年金で年金支払期間が３年の場合を除きます。）および年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たない場合は、年金のお支払いを行いません。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額を保険契約者にお支払いします。

・年金の種類が 10 年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金の場合、年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金および確定年金（支払額指定型）である場合を除きます。）の年金額などを通算して 3,000 万円（外貨建で年金を支払う場合、当社所定の為替レートで円貨に換算します。）をこえることとなるときは、そのこえる部分については年金のお支払いを行わず、年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を、保険契約者にお支払いします。

5 年金の種類

○確定年金

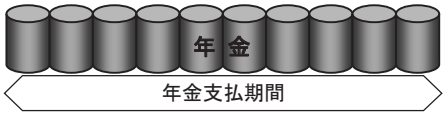

＊ 年金支払期間 10 年の場合

●あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間は３年、４年、５年、６年、７年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、35 年、40 年から選択いただきます。

●年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、残りの年金支払期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

○10 年保証期間付終身年金

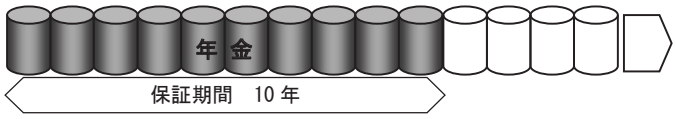

●被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。

●保証期間中に被保険者が死亡した場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

○死亡時保証金額付終身年金

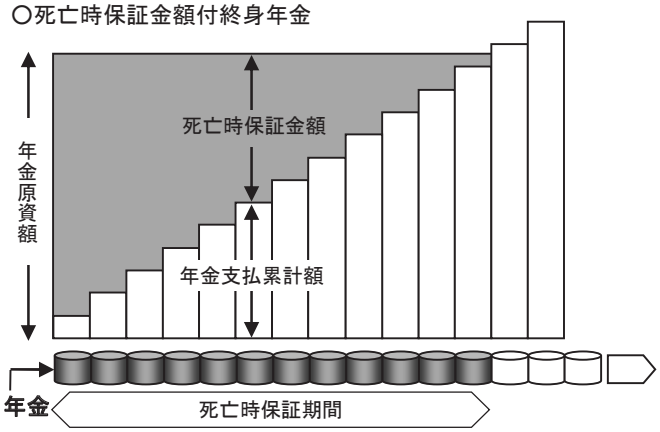

●被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。

●死亡時保証期間中に被保険者が死亡した場合、死亡時保証金額（年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額）をお支払いします。

死亡給付金および年金をお支払いできない場合

・つぎの①～⑧のいずれかに該当する場合、死亡給付金および年金をお支払いできません。また、死亡給付金および年金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

		免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
			金額	返還先
免責となる場合	死亡給付金	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したとき（※１）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※２）	保険契約者
		②保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき（①の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額	保険契約者
		③死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡したとき（①および②の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※２）（※３）	保険契約者
		④戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※２）（※４）	保険契約者
	年金	⑤年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で年金受取人の故意により被保険者が死亡したとき（年金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときを除きます。）	被保険者が死亡した時に年金の一括払が行われた場合の支払額と同額	年金受取人
ご契約が消滅する場合		⑥重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日の解約返還金と同額。ただし、被保険者死亡のときは死亡した日の解約返還金と同額。また、年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額。	保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）
		⑦ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契約を取り消したとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
		⑧死亡給付金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効になったとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※１ 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡給付金をお支払いすることがあります。

※２ 生存保障重視型の場合で、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額が死亡給付金額をこえるときは、死亡給付金額を限度とします。

※３ 死亡給付金の一部の受取人の故意によるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※２）を保険契約者にお支払いします。

※４ 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡給付金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※２）を下回ることはありません。）

■重大事由とはつぎの場合をいいます。（免責・消滅事由⑥の内容）

(1) 保険契約者または死亡給付金受取人がご契約の死亡給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) このご契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が反社会的勢力（※５）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※６）を有していると認められるとき

※５ 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※６ 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

(4) (1) ～ (3) のほか、当社の保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

＊ 上記に定める事由が生じた後に、年金または死亡給付金のお支払事由が生じていたときは、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。((3) の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、年金または死亡給付金のうち、(3) に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた年金または死亡給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金（年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額）を保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）にお支払いします。）また、すでに年金または死亡給付金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

ご契約のお申込み後または死亡給付金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

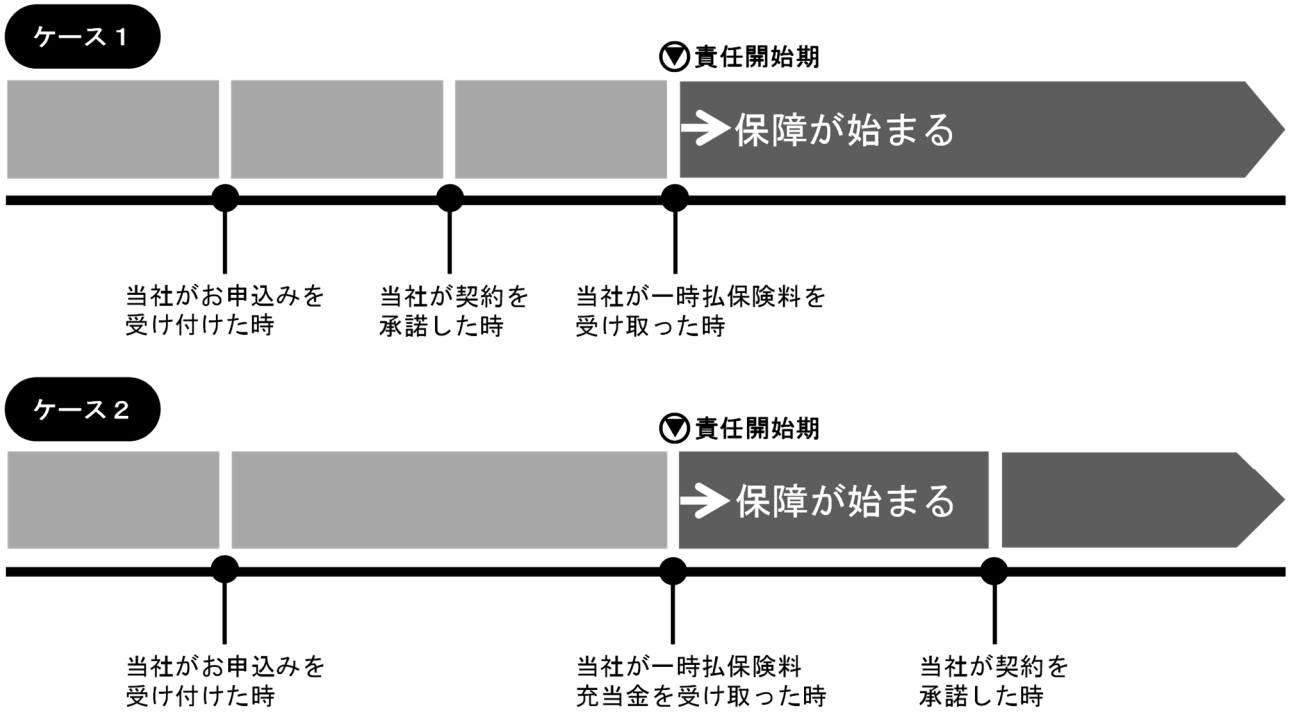

■契約日について

●この保険の契約日は、当社の責任が開始される日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

●年金支払開始日前に限り、ご契約を解約することができます。

●ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。（※１）請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。

●ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

●請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

※１ 第一フロンティア生命マイページにて解約手続きを行うこともできます。この場合、解約の効力が生じる日（＝解約日）および解約返還金計算日については、フロンティアＷＥＢお手続きサービス利用規約をご確認ください。

2 解約返還金

●ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。

●解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約返還金額（※２）
解約返還金計算日の積立金額　×　（１　－　市場価格調整率【詳細はＰ15 をご参照ください】）
※２ 生存保障重視型の場合、基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額が上限となります。

基本保険金額の減額

年金支払開始日前に限り、基本保険金額を減額して、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。（※）

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。その際、減額する基本保険金額をご指定ください。（ただし、減額後の基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に基本保険金額の減額の効力が生じます。

※ 減額部分は解約したものとして取り扱い、減額分の解約返還金額は、解約返還金計算日の積立金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、上記「2 解約返還金」をご参照ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

①保険契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合

②死亡給付金受取人がこのご契約の死亡給付金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合

③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡給付金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下同じ。）は、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡給付金受取人はご契約を存続させることができます。

①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

②保険契約者でないこと

死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

①保険契約者の同意を得ること

②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと

③上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

＊ 解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合は、上記取扱いはありません。

年金支払開始日の繰延べ

年金支払開始日の前日に、１回に限り、指定通貨が外貨の場合は３年を、指定通貨が円貨の場合は１年を限度として、年金支払開始日を繰り延べることができます。ただし、繰延べ期間の満了日は、被保険者の年齢が 95 歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

当社は、繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。（積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます。）

・繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。（繰延べ後の年金支払開始日における被保険者の満年齢をもとに計算します。）

繰延べ期間中の死亡給付金額および解約返還金額は、保険契約の型にかかわらず、繰延べ後積立金額とします。なお、繰延べ後積立金額の減額および繰上げ年金開始は取り扱いません。

繰上げ年金開始

積立型の場合で、契約日から起算して１年以上経過しているときは、年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して年金支払開始日を繰り上げることができます。

繰上げ年金開始を行う場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

繰上げ後の年金支払開始日は、この特則の適用のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第２回以後の年金支払日は繰上げ後の年金支払開始日の年単位の応当日となります。

・年金額は、繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金相当額を年金原資額として、繰上げ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。（繰上げ後の年金支払開始日における被保険者の満年齢をもとに計算します。）

繰上げ後の年金支払開始日における年金額が当社所定の金額（指定通貨に応じて、3,000 米ドル、3,000 豪ドル、30 万円。）に満たない場合および年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金相当額に満たない場合は、この特則の適用は取り扱いません。

年金の種類が 10 年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金の場合、繰上げ後の年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金および確定年金（支払額指定型）である場合を除きます。）の年金額などを通算して 3,000 万円（外貨建で年金を支払う場合、当社所定の為替レートで円貨に換算します。）をこえることとなるときは、そのこえる部分については年金の支払いを行わず、解約返還金相当額のうちそのこえる部分に対応する金額を、保険契約者にお支払いします。

繰上げ後の年金支払開始日以後、年金の一括払を選択することもできます。

積立利率保証期間の更新と指定通貨の変更

1 積立利率保証期間の更新

●積立利率保証期間の満了日に限り、当社の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。（※１）
この場合、選択いただける更新後の積立利率保証期間は、指定通貨が外貨の場合は１年、３年、５年、６年または 10 年、指定通貨が円貨の場合は１年、５年、10 年、15 年または 20 年となります。ただし、更新後の積立利率保証期間の満了日は、被保険者の年齢が 95 歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

※１ 積立利率保証期間の更新を行う場合、あわせて、年金支払開始日の変更を行います。変更後の年金支払開始日は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。

・金利情勢などによっては、取り扱わない積立利率保証期間があります。

●更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日（「更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日」となります。）における積立利率が更新日からその期間の満了日まで適用されます。

●更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額と同額となります。

●生存保障重視型の場合、更新後の積立利率保証期間においては、死亡給付金額は更新後の基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額となり、解約返還金額は死亡給付金額が上限となります。

2 指定通貨の変更

●積立利率保証期間の更新の際に限り、当社の定める取扱範囲で指定通貨を変更することができます。
＊ 円貨から外貨への指定通貨の変更は取り扱いません。

●変更前の指定通貨建の積立金額を、変更後の指定通貨へ換算する際に適用する為替レートは、変更後の指定通貨が変更前の指定通貨と異なる外貨の場合、積立利率保証期間更新日（その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における当社が指標として指定する金融機関が公示する変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※２）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート（※３）、変更後の指定通貨が円貨の場合、積立利率保証期間更新日における当社が指標として指定する金融機関が公示する変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を下限とする当社所定の為替レート（※４）とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「（変更前の指定通貨の TTM－25 銭）÷（変更後の指定通貨の TTM＋25 銭）」とします。（2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

※４ 「TTM－50 銭」とします。（2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●指定通貨を変更した場合、更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額を、上記の当社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額と同額となります。

・変更後の指定通貨に換算した基本保険金額が当社所定の金額に満たない場合は、指定通貨を変更した積立利率保証期間の更新は取り扱いません。

保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更

(1) 保険契約者の変更

●保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。

●保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 年金受取人の変更

●保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。

●ただし、年金受取人は保険契約者または被保険者のいずれかからご指定いただく必要があります。

■年金支払開始日前に年金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。

●年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更手続きが行われていない間は、被保険者が年金受取人となります。

(3) 後継年金受取人の指定または変更

●保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、当社へご通知ください。

●後継年金受取人は、原則として、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の３親等内の姻族もしくは６親等内の血族である方のうちからご指定願います。（後継年金受取人は、１人の年金受取人に１人のみご指定できます。）

(4) 死亡給付金受取人の変更

●保険契約者は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。

●死亡給付金受取人は、原則として被保険者の配偶者または被保険者の３親等内の姻族もしくは６親等内の血族である方のうちからご指定願います。

■死亡給付金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。

●新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。

●死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。

＊ 死亡給付金受取人となった人が２人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等となります。

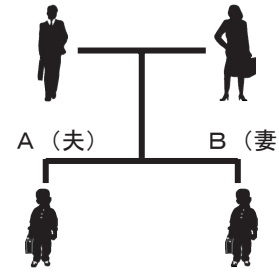

（例）保険契約者および被保険者：Ａさん　死亡給付金受取人：Ｂさん

●Ｂさんが死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、Ｂさんの死亡時の法定相続人であるＡさん、ＣさんおよびＤさんが死亡給付金受取人となります。

●その後、Ａさんが死亡した場合は、ＣさんおよびＤさんが死亡給付金受取人となります。この場合、ＣさんおよびＤさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ 50%ずつ）となります。

＊ 死亡給付金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(5) 遺言による年金受取人の変更など

●年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。

●遺言による年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

⚠

・当社が年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更の通知を受ける前に、指定または変更前の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人に年金または死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に指定または変更後の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人から年金または死亡給付金の請求を受けても、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。

◆年金などの税法上の取扱い

●年金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。

●保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

ご契約内容・住所などの変更、保険証券の再発行のお手続き

1 年金の種類・年金支払期間の変更

●年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には年金の種類および年金支払期間を変更することができます。

●年金の種類または年金支払期間を変更する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

2 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）

・保険契約者名　・新住所と電話番号　・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、受取人、保険契約者代理人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

⚠ ・住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

3 保険証券の再発行

●保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

年金または死亡給付金のご請求方法

年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

●諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいていますので、ご了承願います。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。

●団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った給付金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

年金または死亡給付金のお支払期限

年金または死亡給付金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して５営業日（※）以内にお支払いします。

ただし、年金または死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	年金または死亡給付金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	●お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ●免責事由に該当する可能性がある場合 ●不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 45 日以内にお支払いします。
②	①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ●弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ●研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ●保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ●日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 180 日以内にお支払いします。

※ 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。

・土曜日、日曜日

・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

・12 月 31 日から翌年１月３日まで

・年金または死亡給付金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金をお支払いしません。

死亡給付金のご請求手続きの流れ

●死亡給付金のご請求は、つぎの流れに沿って、死亡給付金受取人から行ってください。

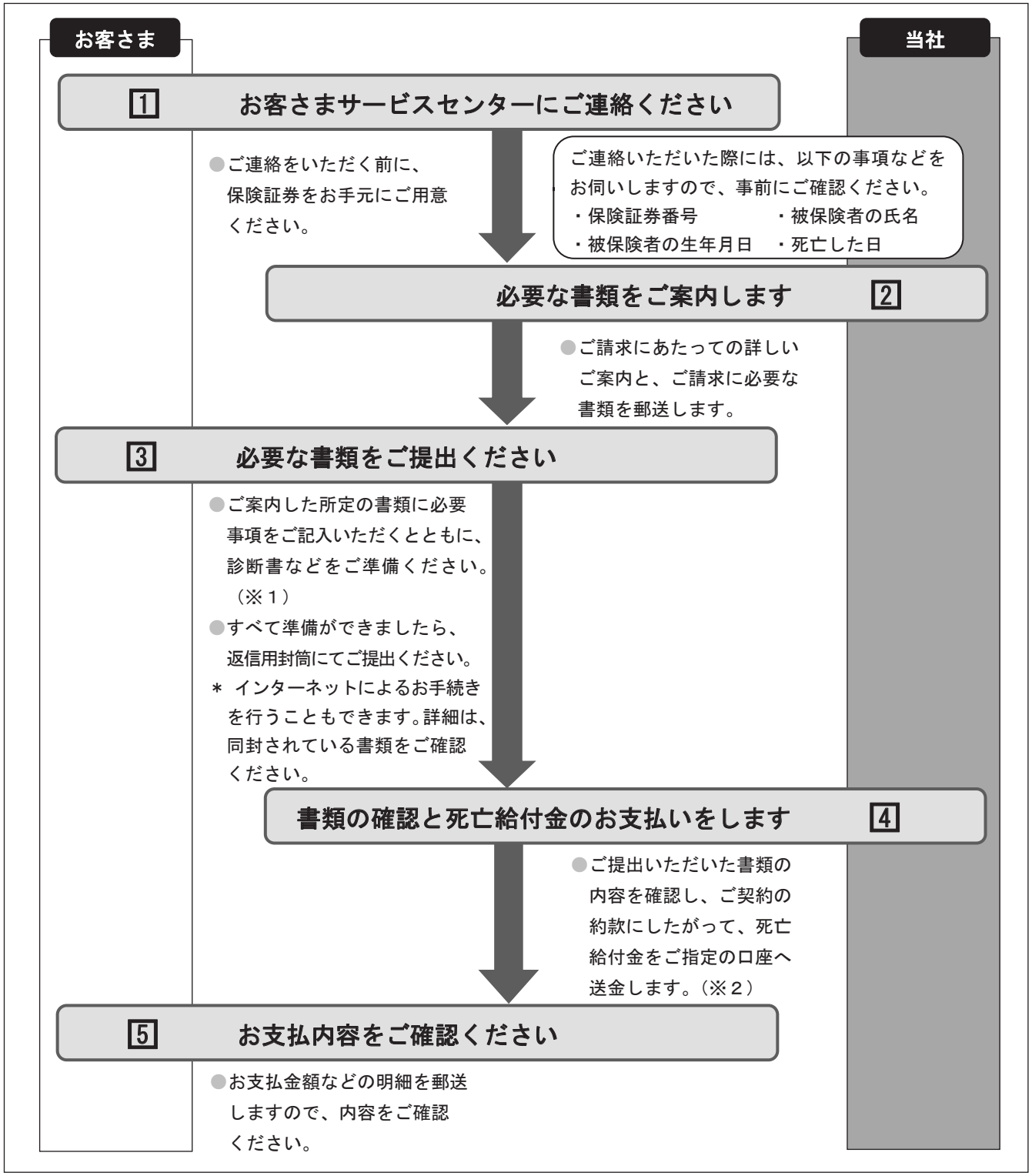

※1 ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※2 ご提出いただいた書類を確認した結果、死亡給付金をお支払いできない場合【詳細はP33をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認を含みます。）させていただくため、死亡給付金のお支払いまでに日数を要する場合【詳細はP41をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命　お客さまサービスセンター
フリーダイヤル　０１２０－８７６－１２６
営業時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

年金または死亡給付金の請求訴訟

年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

生命保険と税金

この保険にかかわる主な税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

＊ 保険契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関する取扱いになりますのでご注意ください。

＊ 所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご留意ください。

＊ 最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

1 外貨建の保険契約の取扱い（指定通貨が外貨の場合の取扱い）

外貨建の保険料、年金、死亡給付金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
保険料		当社が保険料を受領する日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
（特約）年金		（特約）年金支払日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
年金原資額の一時支払	所得税（一時所得）の対象となるもの	年金支払開始日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
死亡給付金	所得税（一時所得）の対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税・贈与税の対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
解約返還金	所得税（一時所得）の対象となるもの	解約返還金計算日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）

＊ 「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。

＊ 「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円換算した金額となります。

＊ 「円貨支払特約」、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。

・外貨でお受取りになる場合であっても、お受取額を円貨に換算した金額が課税対象となります。
そのため、外貨建のお受取額から外貨に換算した税額を控除した金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることがあります。

2 年金および死亡給付金などの税法上の取扱い

（1）毎年の年金の取扱い

所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。（※１）

※１ 年金の種類が確定年金で、年金の一括払をした場合は、所得税（一時所得）（※２）＋住民税の対象となります。
また、保険契約者と年金受取人が別人の場合（「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます。）、初回の年金は非課税となり、２回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

※２ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

・保険契約者と年金受取人が別人の場合、年金支払開始時に別途、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。

(2) 死亡給付金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡給付金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※３）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※３ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(3) 年金原資額の一時支払の取扱い

年金原資額の一時支払をした場合は、つぎのとおり取り扱われます。

契約形態	契約日から年金支払開始日の前日までの期間が５年以内の場合	契約日から年金支払開始日の前日までの期間が５年超の場合
年金受取人と保険契約者が同一人	年金原資額と一時払保険料相当額との差益について20%源泉分離課税（※４）	年金原資額と一時払保険料相当額との差益について所得税（一時所得）（※５）＋住民税
年金受取人と保険契約者が別人	年金原資額について贈与税	

※４ 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※５ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(4) 解約・基本保険金額の減額の際の取扱い

解約・減額の際に差益（解約返還金額から一時払保険料相当額を差し引いた金額）があるときは、その差益について、つぎのとおり取り扱われます。

年金の種類	契約日から５年以内の解約･減額の場合	契約日から５年超の解約・減額の場合
確定年金	20%源泉分離課税（※６）	所得税（一時所得）（※７）＋住民税
10 年保証期間付終身年金	所得税（一時所得）（※７）＋住民税	
死亡時保証金額付終身年金		

＊「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して終身保険へ移行した場合は、解約の時期にかかわらず所得税（一時所得）（※７）＋住民税の対象となります。

※６ 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※７ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

・ここに記載の税務上の取扱いは 2025 年 12 月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の1 ご契約の締結時の費用、2 積立利率保証期間中の費用と3 年金支払期間中の費用です。そのほか、特定のお客さまには、4 通貨の換算にかかる費用、5 定額円貨建移行日以後および終身保険移行日以後の費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、1 から3 のほか、4 と5 のうち必要な費用を合算した額となります。

1 ご契約の締結時の費用

ご契約の締結の際、一時払保険料から基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。

■指定通貨が外貨の場合

積立利率保証期間	５年	10 年
率	3.5%	4.1%

■指定通貨が円貨の場合

積立利率保証期間	５年	10 年	15 年	20 年
率	1.5%	2.2%	2.2%	2.2%

2 積立利率保証期間中の費用

生存保障重視型の場合、積立金額が死亡給付金額を下回っている間は、積立金から死亡給付金を支払うための費用を控除します。

＊ 上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、以下の保険契約関係費率をあらかじめ差し引いております。

保険契約の型	指定通貨	保険契約関係費率
積立型	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率
	円貨	ご契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率
生存保障重視型	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用の率
	円貨	ご契約の維持などに必要な費用の率

3 年金支払期間中の費用

年金支払期間中につぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費（年金管理費）（※１）	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる年金額に対して 1.0%（円貨の場合は最大 0.35%）（※２）	年金支払開始日以後、年金の支払日に控除します。

※１ 年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。

また、保険契約関係費（年金管理費）は 2026 年４月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金支払開始時点の数値が年金支払期間を通じて適用されます。

なお、「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※２ 10 年保証期間付終身年金の保証期間経過後の年金額および死亡時保証金額付終身年金の年金額（死亡時保証金額を含みます。）に対しては 1.4%（円貨の場合は最大 1.0%）となります。

4 通貨の換算にかかる費用

指定通貨が外貨の場合、以下の取扱および特約により、保険料、年金額、死亡給付金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替手数料は、以下のとおりとなります。(2026 年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。)

取扱および特約		為替手数料（１通貨単位あたり）
積立利率保証期間更新時における指定通貨の変更	変更後の指定通貨が変更前の指定通貨と異なる外貨の場合	変更前の指定通貨から円貨に換算するときに 25 銭、 円貨から変更後の指定通貨に換算するときに 25 銭
	変更後の指定通貨が円貨の場合	50 銭
「保険料円貨入金特約」		50 銭
「保険料外貨入金特約」		払込通貨から円貨に換算するときに 25 銭、 円貨から指定通貨に換算するときに 25 銭
「円貨支払特約」		50 銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」における解約返還金額の円貨への換算		50 銭
「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」	移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる外貨の場合	移行前の指定通貨から円貨に換算するときに 25 銭、 円貨から移行後指定通貨に換算するときに 25 銭
	移行後指定通貨が円貨の場合	50 銭

5 定額円貨建移行日以後および終身保険移行日以後の費用

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加していて定額の円貨建終身保険に移行する場合および「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して移行後指定通貨建の定額終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

＊ 上記の費用は、定額円貨建移行日または終身保険移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

⚠

・保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料を保険契約者にご負担いただく場合があります。また、年金額、死亡給付金額、解約返還金額などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまのご負担となります。

＊ 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

会社・制度のご案内

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報の取扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

（1）各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い

（2）当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理

（3）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

（4）その他保険に関連・付随する業務（※）

※ お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

＊ 個人情報保護方針については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）でご覧いただけます。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

米国法「ＦＡＴＣＡ」に関する確認

当社では、米国法「ＦＡＴＣＡ（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約締結などの際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに契約情報などの報告を行っております。なお、渡米などの環境の変化などによって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

＊ 「ＦＡＴＣＡ」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座などを利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。詳細については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）をご確認ください。

税法上の居住地国などの届出

租税条約等実施特例法（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律）に基づき、保険契約締結などの際、お客さまには税法上の居住地国などを届け出ていただく義務があります。

当社は、その届出の内容に基づき、国税庁（所轄の税務署長）あてに一定の契約情報などの報告を行うことがあります。報告した契約情報などは、租税条約などの情報交換規定に基づき、各国の税務当局と自動的に交換されることになります。なお、海外渡航などの環境の変化などによって届出対象に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

＊ 詳細については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）をご確認ください。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎのア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします。）
③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

＊「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「会員会社一覧」をご参照ください。

＊「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/association/index.html）をご参照ください。

保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の 90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。（※４））

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※２ 破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－｛（過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷２｝

（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

※３ 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※４ 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図

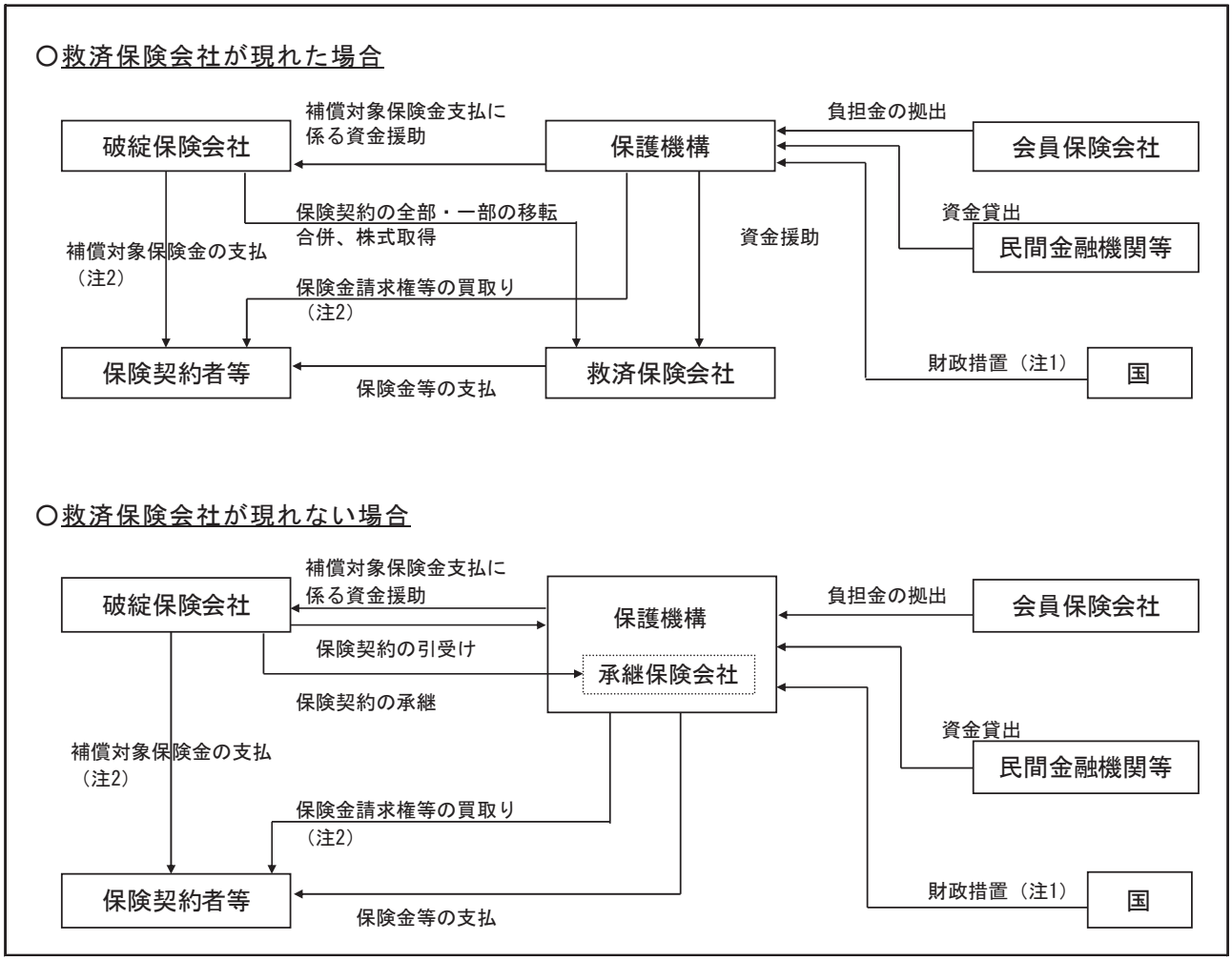

（注１）上記の「財政措置」は、2027 年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※２に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て 2026 年２月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　電話　03－3286－2820

受付時間　月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第 300 条の２において準用される金融商品取引法の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（「一般投資家」といいます。）」としてお取り扱いするようにお申し出いただくことができます。

お手続き方法や特定投資家制度の詳細については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

積立利率変動型個人年金保険（19）（通貨指定型）普通保険約款　目次

この保険の概要

１．通貨の種類
　第１条　通貨の種類

２．保険契約の型
　第２条　保険契約の型

３．積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間
　第３条　積立金および積立利率
　第４条　積立利率保証期間

４．基本保険金額
　第５条　基本保険金額

５．年金支払開始日および年金支払日、年金額ならびに年金の種類
　第６条　年金支払開始日および年金支払日
　第７条　年金額
　第８条　年金の種類

６．年金および死亡給付金の支払
　第９条　年金および死亡給付金の支払および免責
　第10条　年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則
　第11条　年金の一括払
　第12条　年金の継続支払
　第13条　年金支払開始日における年金原資額の一時支払
　第14条　年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所
　第15条　年金証書

７．会社の責任開始期および契約日
　第16条　会社の責任開始期および契約日

８．保険契約の無効および取消
　第17条　死亡給付金不法取得目的による無効
　第18条　詐欺による取消

９．告知
　第19条　告知

10．保険契約の解除
　第20条　重大事由による解除

11．解約および解約返還金
　第21条　解約
　第22条　解約返還金

12．基本保険金額の減額
　第23条　基本保険金額の減額

13．死亡給付金受取人による保険契約の存続
　第24条　死亡給付金受取人による保険契約の存続

14．指定通貨の変更
　第25条　指定通貨の変更

15．年金支払開始日の繰延べ
　第26条　年金支払開始日の繰延べ

16．年金支払開始日、年金の種類および年金支払期間の変更
　第27条　年金支払開始日の変更
　第28条　年金の種類の変更
　第29条　年金支払期間の変更

17．年金受取人および死亡給付金受取人
　第30条　年金受取人の変更
　第31条　遺言による年金受取人の変更
　第32条　後継年金受取人の指定または変更
　第33条　遺言による後継年金受取人の指定または変更
　第34条　死亡給付金受取人の変更
　第35条　遺言による死亡給付金受取人の変更

18．保険契約者
　第36条　保険契約者の変更
　第37条　保険契約者の住所の変更

19．保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者
　第38条　保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

20．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理
　第39条　年齢の計算
　第40条　契約年齢および性別の誤りの処理

21．契約者配当金
　第41条　契約者配当金

22．時効
　第42条　時効

23．被保険者の業務、転居および旅行
　第43条　被保険者の業務、転居および旅行

24．管轄裁判所
　第44条　管轄裁判所

25．繰上げ年金開始に関する特則
　第45条　繰上げ年金開始に関する特則

26．死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則
　第46条　死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

積立利率変動型個人年金保険（19）（通貨指定型）普通保険約款

（この保険の概要）

この保険は、基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を死亡給付金額として確保しつつ年金原資額を定める仕組の積立型と、基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額まで死亡給付金額を抑制することでより手厚い年金原資額を定める仕組の生存保障重視型という２つの型を有する年金保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 年金

(ｱ) 確定年金の場合

年金支払開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り年金を支払います。ただし、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余年金支払期間の未払年金の現価を支払います。

(ｲ) 保証期間付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、保証期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余保証期間の未払年金の現価を支払います。

(ｳ) 死亡時保証金額付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、被保険者が死亡したときは、年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額を支払います。

(ｴ) 終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。

(2) 死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

１．通貨の種類

（通貨の種類）

第１条　この保険契約の通貨の種類は、つぎの各号のうち会社の定める範囲のものとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を１つ指定するものとします。

(1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）

(2) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）

(3) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）

(4) 日本国通貨（以下「円」といいます。）

２．保険料の払込または年金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

２．保険契約の型

（保険契約の型）

第２条　この保険契約における保険契約の型はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約の型を１つ指定するものとします。

(1) 積立型

(2) 生存保障重視型

２．保険契約の型として生存保障重視型を指定した場合、死亡給付割合は100%、70%または50%とし、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、死亡給付割合を１つ指定するものとします。

３．前２項により指定された保険契約の型および死亡給付割合の変更は取り扱いません。

３．積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間

（積立金および積立利率）

第３条　積立金とは、将来の年金および死亡給付金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、年金支払開始日前において指定通貨に応じた次項に定める積立利率を適用して、経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。

２．積立利率とは、通貨の種類、保険契約の型、死亡給付割合および次条に定める積立利率保証期間ごとに設定するもので、会社が指定する利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の３営業日前の日における会社の定める期間の指標金利の平均値に会社の定める範囲内の率を増減させた率から、会社の定める率を差し引いた利率のことをいいます。

３．前項に定める積立利率は、契約日における会社の定める利率を下回ることはありません。

４．第１項の規定による積立金額の計算にあたっては、契約日における積立利率を積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間の更新が行なわれた場合には、次条に定める積立利率保証期間更新日における更新後の積立利率保証期間に応じた積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。

５．第２項の規定にかかわらず、第２項において会社が指定する利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により第２項において会社が指定する利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の２か月前までにその旨を保険契約者に書面によって通知します。

（積立利率保証期間）

第４条　積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、会社の定める範囲で設定します。

２．保険契約者は、保険契約の締結の際、積立利率保証期間の満了日が年金支払開始日の前日をこえない会社の定める範囲で、積立利率保証期間を指定するものとします。

３．積立利率保証期間の満了日の翌日が年金支払開始日でない場合、積立利率保証期間はその満了日の翌日（以下「積立利率保証期間更新日」といいます。）に更新します。

４．前項の場合、更新後の積立利率保証期間は更新前の積立利率保証期間と同一の期間とします。ただし、更新後の積立利率保証期間の満了日が年金支払開始日の前日をこえるときは、更新後の積立利率保証期間の満了日が年金支払開始日の前日をこえない会社の定める範囲で最長となる積立利率保証期間で更新します。

５．保険契約者は、積立利率保証期間更新日の前日に限り、会社の承諾を得て、年金支払開始日の前日をこえない会社の定める範囲で、更新後の積立利率保証期間を変更することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

６．本条の規定により積立利率保証期間の更新が行なわれた場合は、会社は、更新後の積立利率保証期間、その積立利率保証期間において適用する積立利率および次条に定める更新後の基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

４．基本保険金額

（基本保険金額）

第５条　基本保険金額とは、死亡給付金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。

２．前項の規定にかかわらず、積立利率保証期間の更新が行なわれた場合の更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額と同額とします。

３．前２項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額を基本保険金額とします。

５．年金支払開始日および年金支払日、年金額ならびに年金の種類

（年金支払開始日および年金支払日）

第６条　年金支払開始日とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

２．年金支払日とは、第１回の年金については年金支払開始日をいい、第２回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

（年金額）

第７条　年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日における積立金額（以下「年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

２．会社は、前項の規定により計算された年金額を年金受取人に書面によって通知します。

３．年金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を年金支払開始日に保険契約者に支払います。この場合、年金原資額は、第１項に定める年金原資額からその支払額を差し引いた金額に改めます。

４．つぎの各号の場合には、年金の支払を行なわず、保険契約は、年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。この場合、会社は、年金原資額を保険契約者に支払います。

(1) 年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないとき。

（年金の種類）

第８条　この保険契約の年金の種類はつぎのとおりとし、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定するものとします。

(1) 確定年金

(2) 保証期間付終身年金

(3) 死亡時保証金額付終身年金

(4) 終身年金

６．年金および死亡給付金の支払

（年金および死亡給付金の支払および免責）

第９条　この保険契約の年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2">年金の種類・死亡給付金</th><th>支　払　額</th><th>受取人</th><th>年金・死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）</th><th>支払事由に該当しても年金・死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">年金</td><td rowspan="2">確定年金</td><td>年金額</td><td rowspan="8">年金受取人</td><td>被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき</td><td rowspan="2">―――</td></tr>
<tr><td>残余年金支払期間の未払年金の現価</td><td>被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保証期間付終身年金</td><td>年金額</td><td>被保険者が年金支払日に生存しているとき</td><td rowspan="2">―――</td></tr>
<tr><td>残余保証期間の未払年金の現価</td><td>被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき</td></tr>
<tr><td rowspan="2">死亡時保証金額付終身年金</td><td>年金額</td><td>被保険者が年金支払日に生存しているとき</td><td>―――</td></tr>
<tr><td>年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額（以下「死亡時保証金額」といいます。）</td><td>年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間（以下「死亡時保証期間」といいます。）中に、被保険者が死亡したとき</td><td>年金受取人の故意により左記の支払事由が生じたとき</td></tr>
<tr><td>終身年金</td><td>年金額</td><td>被保険者が年金支払日に生存しているとき</td><td>―――</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡給付金</td><td>保険契約の型に応じたつぎの額
（積立型）
被保険者が死亡した時の基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額

（生存保障重視型）
被保険者が死亡した時の基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額</td><td>死亡給付金受取人</td><td>被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき</td><td>つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき
(1)　責任開始期の属する日から起算して３年以内の自殺
(2)　保険契約者または死亡給付金受取人の故意
(3)　戦争その他の変乱</td></tr>
</table>

（年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則）

第10条　年金受取人は保険契約者または被保険者とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

２．年金受取人と被保険者が同一の場合で、前条の規定により、未払年金の現価または死亡時保証金額を支払うときは、第32条（後継年金受取人の指定または変更）および第33条（遺言による後継年金受取人の指定または変更）の規定により定める後継年金受取人に支払います。

３．被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

4．年金の種類が死亡時保証金額付終身年金の場合で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたこと（年金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときを除きます。）によって、年金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時に年金の一括払が行なわれた場合の支払額と同額の返還金を年金受取人に支払います。

5．つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、第１号、第３号または第４号の場合は被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（保険契約の型が生存保障重視型の場合で、死亡給付金額をこえるときは、死亡給付金額を限度とします。以下本条において同じ。）を、第２号の場合は被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

(1) 責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したとき。

(2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（前号の場合を除きます。）。

(3) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前２号の場合を除きます。）。

(4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

6．死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（死亡給付金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡給付金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。

7．被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。

（年金の一括払）

第11条　年金受取人は、確定年金においては、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価とし、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

2．年金受取人は、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の全部の支払にかえて、残余保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余保証期間の未払年金の現価とします。

3．前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。

(2) 年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。

(3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

4．年金受取人は、死亡時保証金額付終身年金においては、年金支払開始日以後死亡時保証期間中の最後の年金支払日前に限り、死亡時保証期間中の将来の年金の全部の支払にかえて、残余死亡時保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、責任準備金のうち残余死亡時保証期間の年金の支払のために積み立てている部分に相当する額とします。

5．前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 死亡時保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。

(2) 年金の一括払が行なわれた後、残余死亡時保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。

(3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

（年金の継続支払）

第12条　年金受取人は、確定年金において、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。

2．前項の場合、残余年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契

約は消滅します。ただし、前条に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

3．年金受取人は、保証期間付終身年金において、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余保証期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。

4．前項の場合、残余保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

（年金支払開始日における年金原資額の一時支払）

第13条　年金受取人は、年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、第９条（年金および死亡給付金の支払および免責）に定める年金の全部の支払にかえて、年金原資額の一時支払を請求することができます。

2．前項の場合、会社は、年金原資額を年金受取人に一時に支払い、保険契約はその支払を行なったときに消滅します。

3．年金原資額の一時支払の支払時期および支払場所については、次条の規定を準用します。

4．第45条（繰上げ年金開始に関する特則）の規定により繰上げ年金開始が行なわれたときは、本条の規定による年金原資額の一時支払は取り扱いません。

（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

第14条　年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2．支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。

3．年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、年金または死亡給付金の受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。

4．年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) 第17条（死亡給付金不法取得目的による無効）、第18条（詐欺による取消）または第20条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合
　前号に定める事項、第20条第１項第３号(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金の請求時までにおける事実

5．前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前２項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日

(2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日

(3) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関

または裁判所に対する照会　　180日
(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　180日

6．前２項の規定を適用したときは、会社は、その旨を年金または死亡給付金を請求した者に通知します。

7．第４項および第５項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

（年金証書）

第15条　会社は、第１回の年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に交付します。

7．会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

第16条　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
……一時払保険料を受け取った時
(2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……一時払保険料充当金を受け取った時

2．前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とし、契約年齢および積立利率保証期間は、この日を基準として計算します。

3．会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。

4．前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
(3) 年金および死亡給付金の受取人の氏名または名称その他の受取人を特定するために必要な事項
(4) 保険契約の種類
(5) 年金の種類
(6) 責任開始日
(7) 契約日
(8) 積立利率保証期間
(9) 年金支払開始日
(10) 年金支払期間
(11) 年金額、死亡給付金額、基本保険金額および一時払保険料
(12) 保険証券の作成年月日

5．前２項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

8．保険契約の無効および取消

（死亡給付金不法取得目的による無効）

第17条　保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第18条　保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9．告知

（告知）

第19条　会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

10．保険契約の解除

（重大事由による解除）

第20条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が、つぎの(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する場合

(ｱ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ｲ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ｴ) 保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 会社の保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

２．会社は、年金または死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき年金に対応する部分とします。）を解除することができます。

３．前項の場合には、第１項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金または死亡給付金（第１項第３号のみに該当した場合で、第１項第３号(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが年金受取人または死亡給付金受取人のみであり、その年金受取人または死亡給付金受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金または死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに年金または死亡給付金を支払っていたときは、年金または死亡給付金の返還を請求します。

４．本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

５．本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金（年金支払開始日以後については第11条（年金の一括払）に準じた支払額とします。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。

６．前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって保険契約を解除した場合で、年金または死亡給付金の一部の受取人に対して第２項および第３項の規定を適用し年金または死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金または死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

11．解約および解約返還金

（解約）

第21条　保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

（解約返還金）

第22条　解約返還金額は、請求に必要な書類（別表１）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約返還金計算日」といいます。）の積立金額に基づき、別表２に定める算式により計算した金額とします。

２．保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．解約返還金の支払時期および支払場所については、第14条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

12．基本保険金額の減額

（基本保険金額の減額）

第23条　保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

２．基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前条第１項の規定に準じて別表２に定める算式により計算した金額とします。

４．本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

13．死亡給付金受取人による保険契約の存続

（死亡給付金受取人による保険契約の存続）

第24条　差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から１か月を経過した日にその効力を生じます。

２．前項の解約の通知があった場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

３．前項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

４．第１項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第２項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡給付金受取人に支払います。

５．第１項の解約の通知が会社に到着した時から１か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合には、本条の規定は適用しません。

14．指定通貨の変更

（指定通貨の変更）

第25条　保険契約者は、積立利率保証期間更新日の前日に限り、会社の定める取扱範囲で、指定通貨を異なる通貨に変更して積立利率保証期間を更新することができます。

２．指定通貨の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．指定通貨の変更をしたときは、積立利率保証期間更新日以後、つぎのとおり取り扱います。

(1) 年金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の支払は、全て変更後の指定通貨をもって行ないます。
(2) 基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における変更前の指定通貨の積立金額を積立利率保証期間更新日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額と同額とします。
(3) 前号の会社所定の為替レートはつぎのレートを下回ることはありません。
(ｱ) 変更後の指定通貨が変更前の外貨と異なる外貨の場合
積立利率保証期間更新日における会社が指標として指定する金融機関が公示する変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値）を変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値）で除すことによって得られるレート
(ｲ) 変更後の指定通貨が円貨の場合
積立利率保証期間更新日における会社が指標として指定する金融機関が公示する変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値）
４．前項第２号の基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、指定通貨を変更した積立利率保証期間の更新は取り扱いません。
５．本条の規定により、指定通貨の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

15. 年金支払開始日の繰延べ

（年金支払開始日の繰延べ）
第26条　保険契約者は、年金支払開始日の前日に限り、会社の定める取扱範囲で、年金支払開始日を繰り延べることができます。
２．年金支払開始日の繰延べをするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
３．年金支払開始日の繰延べをしたときは、繰延べ前の年金支払開始日以後、つぎのとおり取り扱います。
(1) 会社は、繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額を、繰延べ前の年金支払開始日から繰延べ後の年金支払開始日の前日までの期間（以下「繰延べ期間」といいます。）中、繰延べ前の年金支払開始日における会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。
(2) 前号の規定により積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます。
(3) 年金額は、会社の定める方法により、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額とし、この金額をもとに繰延べ後の年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。この場合、第７条（年金額）の規定を準用します。
(4) 繰延べ期間中の死亡給付金額は、被保険者が死亡した時の繰延べ後積立金額とします。
(5) 第10条（年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則）の規定は、「積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額」、「積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（保険契約の型が生存保障重視型の場合で、死亡給付金額をこえるときは、死亡給付金額を限度とします。以下本条において同じ。）」および「解約返還金と同額の返還金」を「繰延べ後積立金額」と読み替えて適用します。
(6) 繰延べ期間中の解約返還金額は、繰延べ後積立金額と同額であり、経過に応じて計算します。
(7) 被保険者の年齢の計算については、つぎのとおりとします。
(ｱ) 繰延べ後の年金支払開始日における被保険者の年齢（以下「繰延べ年金開始時年齢」といいます。）は、繰延べ後の年金支払開始日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
(ｲ) 繰延べ後の年金支払開始日後の被保険者の年齢は、前(ｱ)の繰延べ年金開始時年齢に、繰延べ後の年金支払開始日の年単位の応当日ごとに１歳を加えて計算します。
４．年金支払開始日の繰延べをしたときは、繰延べ前の年金支払開始日以後、つぎの各号の規定は適用しません。
(1) 第２条（保険契約の型）の規定
(2) 第３条（積立金および積立利率）の規定
(3) 第４条（積立利率保証期間）の規定
(4) 第５条（基本保険金額）の規定
(5) 第23条（基本保険金額の減額）の規定
(6) 第25条（指定通貨の変更）の規定

(7) 第27条（年金支払開始日の変更）の規定
(8) 第45条（繰上げ年金開始に関する特則）の規定

5．本条の規定により、年金支払開始日の繰延べが行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

16. 年金支払開始日、年金の種類および年金支払期間の変更

（年金支払開始日の変更）

第27条　保険契約者は、積立利率保証期間の満了日に限り、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、年金支払開始日を変更することができます。

2．年金支払開始日の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

3．本条の規定により、年金支払開始日の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

（年金の種類の変更）

第28条　保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類を変更することができます。

2．年金の種類の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

3．本条の規定により、年金の種類の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

（年金支払期間の変更）

第29条　保険契約者は、年金の種類が確定年金の場合には、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金支払期間を変更することができます。

2．年金支払期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

3．本条の規定により、年金支払期間の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

17. 年金受取人および死亡給付金受取人

（年金受取人の変更）

第30条　保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

2．年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

3．第１項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

4．第１項の通知が会社に到着したときは、年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

5．前項の規定にかかわらず、第１項の通知が会社に到達する前に、変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

6．年金受取人が年金支払開始日前に死亡したときは、被保険者を年金受取人とします。

（遺言による年金受取人の変更）

第31条　前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

2．前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．年金支払開始日以後に、前２項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

4．第１項および第２項の規定による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知

しなければ、会社に対抗することができません。
5．前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

（後継年金受取人の指定または変更）
第32条　保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は１人の年金受取人に対して１人であることを要します。
2．前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
3．年金受取人が年金支払開始日以後で年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継年金受取人が新たな年金受取人となるものとし、その後継年金受取人はその死亡した年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
4．前項の場合で、後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継年金受取人が指定されていないときは、年金受取人の法定相続人を後継年金受取人とし、前項の規定を適用します。
5．前２項の規定により年金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6．第１項の通知が会社に到着したときは、後継年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
7．前項の規定にかかわらず、第１項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の年金受取人または後継年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8．第１項から前項までの規定にかかわらず、後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、その者は後継年金受取人としての取扱を受けることはできません。

（遺言による後継年金受取人の指定または変更）
第33条　前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は１人の年金受取人に対して１人であることを要します。
2．前項の後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．前２項の規定による後継年金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4．前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
5．遺言により指定または変更された後継年金受取人については、前条第３項から第５項までおよび第８項の規定を準用します。

（死亡給付金受取人の変更）
第34条　保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2．前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
3．第１項の通知が会社に到着したときは、死亡給付金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4．前項の規定にかかわらず、第１項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡給付金を支払いません。
5．死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
6．前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
7．前２項の規定により死亡給付金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による死亡給付金受取人の変更）
第35条　前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言に

より、死亡給付金受取人を変更することができます。
2．前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．前２項の規定による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4．前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

18．保険契約者

（保険契約者の変更）
第36条　保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2．前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
3．保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

（保険契約者の住所の変更）
第37条　保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
2．保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

19．保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

（保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者）
第38条　保険契約者が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2．前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上の場合には、その責任は連帯とします。
4．年金受取人が２人以上の場合には、第１項および第２項に準じて取り扱います。
5．死亡給付金受取人が２人以上の場合には、第１項および第２項に準じて取り扱います。

20．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）
第39条　被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
2．保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）
第40条　保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
(ｱ) 実際の年齢に基づいて基本保険金額を改めます。
(ｲ) すでに年金の支払が開始されているときは、実際の年齢に基づいて年金額を改め、すでに支払われた年金に不足分があればその額を年金受取人に支払い、超過分があれば年金からその額を差し引きます。
(ｳ) 死亡給付金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて死亡給付金額を改め、すでに支払われた死亡

給付金に不足分があればその額を死亡給付金受取人に支払い、超過分があればその額の返還を請求します。

(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。

2．保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

21. 契約者配当金

(契約者配当金)

第41条　この保険契約には契約者配当金はありません。

22. 時効

(時効)

第42条　年金または死亡給付金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

23. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第43条　保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

24. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第44条　この保険契約における年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または年金もしくは死亡給付金の受取人(年金または死亡給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

25. 繰上げ年金開始に関する特則

(繰上げ年金開始に関する特則)

第45条　保険契約者は、保険契約の型が積立型の場合で、契約日から起算して１年以上経過しているときは、年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特則を適用し、年金支払開始日を繰り上げることができます。

2．この特則を適用するときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

3．第６条（年金支払開始日および年金支払日）の規定にかかわらず、年金支払開始日を繰り上げたときの年金支払開始日は、前項に定める書類を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日の翌日とします。

4．第７条（年金額）の規定にかかわらず、年金支払開始日を繰り上げたときの年金額は、会社の定める方法により、繰上げ後の年金支払開始日の前日の積立金額に基づき、別表２に定める算式により計算した解約返還金額を年金原資額とし、この金額をもとに繰上げ後の年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

5．会社は、前項の規定により計算された年金額を年金受取人に書面によって通知します。

6．第４項の規定により計算された年金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を繰上げ後の年金支払開始日に保険契約者に支払います。この場合、年金原資額は、第４項に定める年金原資額からその支払額を差し引いた金額に改めます。

７．つぎの各号の場合には、本条の規定による年金支払開始日の繰上げは行ないません。
(1) 第４項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
(2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないとき。
８．本条の規定により繰上げ年金開始が行なわれた場合の被保険者の年齢の計算については、第39条（年齢の計算）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
(1) 繰上げ後の年金支払開始日における被保険者の年齢（以下「繰上げ年金開始時年齢」といいます。）は、繰上げ後の年金支払開始日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
(2) 繰上げ年金開始後の被保険者の年齢は、前号の繰上げ年金開始時年齢に、繰上げ後の年金支払開始日の年単位の応当日ごとに１歳を加えて計算します。

26. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

（死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）
第46条　官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、請求に必要な書類（別表１）に加え、死亡退職金等の受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が２人以上であるときは、そのうち１人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

別表１　請求書類

(1) 年金、死亡給付金の請求書類

	項　　目	必　　要　　書　　類
1	第１回の年金(年金支払開始日における年金原資額の一時支払を含みます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第２回以後の年金（死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときを除きます。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	第２回以後の年金（死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときに限ります。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
4	年金の継続支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
5	死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

(2) その他の請求書類

	項　　目	必　　要　　書　　類
1	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	死亡給付金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	基本保険金額の減額	(1) 会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	指定通貨の変更	(1) 会社所定の指定通貨の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	積立利率保証期間の変更	(1) 会社所定の積立利率保証期間の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	年金支払開始日の繰延べ	(1) 会社所定の年金支払開始日の繰延べ請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	年金支払開始日の変更	(1) 会社所定の年金支払開始日の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	年金の種類の変更	(1) 会社所定の年金の種類の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	年金支払期間の変更	(1) 会社所定の年金支払期間の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
10	年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
11	遺言による年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）

	項　　目	必　　要　　書　　類
12	後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
13	遺言による後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
14	死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
15	遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
16	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
17	繰上げ年金開始	(1) 会社所定の繰上げ年金開始請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。

２．会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

別表２　解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

ア. 保険契約の型が積立型の場合

積立金額×（１－市場価格調整率）－基本保険金額×会社の定める解約控除率

イ. 保険契約の型が生存保障重視型の場合

積立金額×（１－市場価格調整率）－基本保険金額×会社の定める解約控除率

ただし、「基本保険金額×死亡給付割合」を上限とします。

（注）市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率} + \text{会社の定める率}} \right)^{\text{月数}/12}$$

・積立金額は経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。

・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

・解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新が行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日）とし、この保険契約と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、会社の定める方法により計算される、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

・会社の定める率とは、解約返還金額の計算に用いる調整率で、市場環境等に応じて0.00%以上0.10%以下の範囲内で定める率とします。

・月数とは、残存月数（積立利率保証期間の満了日までの月数（第45条（繰上げ年金開始に関する特則）の規定により繰上げ年金開始が行なわれた場合は、繰上げ前の積立利率保証期間の満了日までの月数）をいい、１か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）に応じてつぎのとおりとします。

(1)残存月数が120か月以下の場合：残存月数

(2)残存月数が121か月以上の場合：残存月数×0.5＋60か月

保険料円貨入金特約条項　目次

この特約の概要
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

保険料円貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。

(2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

(4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前２号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。

(5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第３条　この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第４号の規定は適用しません。

保険料外貨入金特約条項　目次

この特約の概要
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

保険料外貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨と異なる外貨により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 会社は、保険契約者が主契約における外貨と異なるつぎの(ｱ)から(ｴ)までのうち会社の定める取扱範囲のいずれかの外貨により払い込んだ金銭を主契約における外貨建の一時払保険料に換算し、充当します。

(ｱ) アメリカ合衆国通貨（米ドル）
(ｲ) 欧州単一通貨（ユーロ）
(ｳ) オーストラリア連邦通貨（豪ドル）
(ｴ) ニュージーランド通貨（ニュージーランドドル）

(2) 前号の主契約における外貨と異なる外貨により払い込まれる金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する保険契約者が払い込む外貨の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約における外貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

(4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前２号で換算した主契約における外貨建の一時払保険料と同額とします。

(5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に外貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第３条　この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第４号の規定は適用しません。

円貨支払特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の適用
第２条　年金を支払う場合の取扱
第３条　死亡給付金等を支払う場合の取扱
第４条　年金原資額の一時支払および第２保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱
第５条　解約返還金を支払う場合の取扱
第６条　繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱
第７条　更新時差額返還金を支払う場合の取扱
第８条　その他の返還金を支払う場合の取扱
第９条　主約款の規定の準用
第10条　主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則
第11条　主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則
第12条　通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則
第13条　年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第14条　主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
第15条　主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則
第16条　生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第17条　予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則
第18条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第19条　積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第20条　主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱
第21条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱
第22条　予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則
第23条　通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則

円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第１条　この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

（年金を支払う場合の取扱）

第２条　第１回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

２．前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。）を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

３．前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

４．つぎの各号の場合には、年金の支払を行なわず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。

(1) 第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。

５．第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（死亡給付金等を支払う場合の取扱）

第３条　死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。

２．前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。

３．前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資額の一時支払および第２保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱）

第４条　年金支払開始日における年金原資額の一時支払または第２保険期間移行日における積立金額の一時支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。以下本条において同じ。）または第２保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。

２．前項の場合、年金支払開始日もしくは第２保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額または第２保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。

３．前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第２保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（解約返還金を支払う場合の取扱）

第５条　主契約および特約の解約または基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。

２．前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて解約返還金を円貨に換算します。

３．前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱）

第６条　繰上げ年金開始による第１回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外

貨により年金を支払うことはありません。

２．前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額（以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。）をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

３．前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

４．つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(1) 第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。

５．第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（更新時差額返還金を支払う場合の取扱）

第７条　主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者（死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。

２．前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。

３．前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（その他の返還金を支払う場合の取扱）

第８条　主約款の規定により、積立金その他の返還金（以下「その他の返還金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。

２．前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。

３．前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

第９条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）

第10条　主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。

(2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第２条（特約年金の支払）第２項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第４号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等を円貨に換算した金額（以下「円換算死亡給付金額等」といいます。）をもとに、第１回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率

により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が２人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

(3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第１号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額等（特約年金受取人が２人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

(4) 第２号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

２．この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。

３．この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

４．この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

５．この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第９条（主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則）に定める死亡保険金の額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

６．この特約とあわせて主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額を第１項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、前号の規定にかかわらず、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第９条に定める死亡保険金の額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

7．この特約とあわせて主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がＢ型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

(3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。

(ｲ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）

第11条　主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。

(2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第３条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第３条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) つぎの(ｱ)および(ｲ)の場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(ｱ) 第２号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(ｲ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。

２．この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金を前項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額に特約年金支払開始日の前日における繰越準備金を加えた額を円換算特約年金原資額とし、前項の規定を適用します。

３．前項の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、前項の規定は、「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」を「特約年金支払開始日の前日における主約款第21条（解約返還金）に定める解約返還金に同日における生存給付金積立金を加えた金額」と読み替えて適用します。

（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）

第12条　この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第13条　この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は適用しません。

２．この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

３．この特約を運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第14条　主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）第１項、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第１項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第１項第１号および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

（主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則）

第15条　主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約または保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約が付加されている場合には、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は適用しません。

（生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第16条　この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 遺族年金の一括払の請求に際して、遺族年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則）

第17条　この特約を予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により、死亡保険金を支払う際に死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻される返還金について、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(2) 第５条（解約返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料の減額もしくは第２保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(3) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(ｲ) 前(ｱ)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ｳ) 前(ｲ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約を保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、第２号の規定にかかわらず、第５条第１項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料もしくは保険料円貨払込金額の減額もしくは第２保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) この特約を年金支払移行特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または年金支払移行特約（平準払用）条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約年金受取人」

と読み替えて適用します。

(ｲ) 前条までに定めるほか、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(ｳ) 前(ｲ)の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｴ) 前(ｳ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回の特約介護年金の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 特約介護年金額の計算においては、第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）第１項第２号および同条同項第３号の規定を準用します。

(ｲ) 前(ｱ)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を特約介護年金受取人に書面によって通知します。

(ｳ) 前(ｱ)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算特約介護年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約介護年金受取人に支払います。

(ｴ) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、第11条第２項の規定を準用します。

(ｵ) 前(ｴ)の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、第11条第３項の規定を準用します。

(2) 第１回の特約介護年金の請求後、特約介護年金（支払額が残余保証期間の未払特約介護年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約介護年金の一括払の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余保証期間の未払特約介護年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約介護年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、前条第５号の規定を準用します。

(3) 第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または介護年金支払移行特約条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。

(4) 介護年金支払移行特約とあわせて主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 第１号および第２号の規定は、「主約款」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

(ｲ) 第14条（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）第１項および前号の規定にかかわらず、第８条第１項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項もしくは介護年金支払移行特約条項の規定」と、「主約款の

通貨」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。

（積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第19条　この特約を積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は、認知症介護保険金を支払う場合に準用します。

(2) 前号の場合で主契約の規定により認知症介護保険金について代理請求が行なわれるときは、第３条の規定は、「死亡給付金等の受取人」を「主約款に定める代理人」と、第10条の規定は、「特約年金受取人」を「主約款に定める代理人」と読み替えて適用します。

（主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱）

第20条　主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により、最終回の生存給付金支払日に対象額から上限額指定通貨換算額を差し引いた金額を支払う際に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、当該金額を円貨により支払います。この場合、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

（主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱）

第21条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) すえ置期間の満了（保険金等のすえ置特約条項に定めるすえ置の型がＡ型の場合に限ります。）により、同特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) すえ置期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、すえ置期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の請求に際して、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(3) すえ置期間中に保険金等の受取人が死亡したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人の相続人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(4) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解約されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第５条（解約返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(5) すえ置期間中に重大事由によりすえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解除されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第８条の規定を準用します。

(6) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が消滅（解約および重大事由による解除による消滅を除きます。）したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人（本号(ｱ)の場合には、死亡給付金等の受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 主契約の死亡給付金等の支払事由が生じたことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(ｲ) 主約款および各特約条項の規定により年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）が支払われるべき期間の満了による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。

a. 年金が支払われるべき期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金が支払われるべき期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(ｳ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合に限ります。）または年金の一括払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。

a. 年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ｳ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(ｴ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合を除きます。）による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第８条の規定を準用します。

(ｵ) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第12条（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）第２項第２号の規定を準用します。

(ｶ) 免責事由により、主契約の死亡給付金等または年金が支払われないことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第８条の規定を準用します。

（予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則）

第22条　この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標と

して指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(3) 主約款の規定により、死亡給付金を支払う際に死亡給付金とともに死亡給付金受取人に払い戻される返還金について、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(4) 第５条（解約返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(ｲ) 前(ｱ)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ｳ) 前(ｲ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則）

第23条　この特約を通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 年金の分割払中に年金の一括払が請求された場合で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、前号の規定を準用します。

(3) 年金の分割払中に主契約が消滅した場合（年金の一括払により消滅した場合を除きます。）で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の締結
第２条　主契約の定額の円貨建終身保険への移行
第３条　目標値の指定および変更
第４条　移行後基本保険金額
第５条　定額円貨建移行日以後の取扱
第６条　特約の解約
第７条　特約の消滅とみなす場合
第８条　年齢の計算
第９条　主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱
第10条　主約款の規定の準用
第11条　主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱
第12条　主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則
第13条　主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則
第14条　主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則
第15条　通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則
第16条　主契約に運用期間中年金支払移行特約が付加された場合の特則
第17条　主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
第18条　主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合等の特則
第19条　積立利率変動型終身保険(17)(通貨指定型)等に付加する場合の特則
第20条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第21条　主契約に円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）が付加された場合の特則

目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の所定の期間において、主契約の一時払保険料等の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が保険契約者が指定した目標値に到達したときに、主契約を定額の円貨建終身保険に移行させることを目的としたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の契約日以後､会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

２．前項の場合、この特約の付加日は、主契約の締結の際に付加したときは主契約の契約日、主契約の第２保険期間への移行の際に付加したときは主契約の第２保険期間移行日、これら以外の時期に付加したときは会社がこの特約の付加の申込を承諾した日とします。

（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）

第２条　この特約を付加した主契約は、次項に定める判定期間の各日（会社の営業日で会社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示している日に限ります。）において、第３項に定める判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が第３条（目標値の指定および変更）の規定により保険契約者が指定した目標値に到達した場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、その到達した日（以下「到達判定日」といいます。）の翌々営業日（以下「定額円貨建移行日」といいます。）に定額の円貨建終身保険に移行します。

２．前項の判定期間は、主契約の契約日の１年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日（この特約を主契約の契約日の１年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日後に主契約に付加したときは、この特約の付加日とします。）から、主契約の第２保険期間移行日の２か月前における月単位の契約応当日の前日まで（この特約を主契約の第２保険期間中に付加したときは、終身とします。）とします。

３．第１項の判定基準金額は、主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、主契約の一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本

社または会社の指定した場所で受領する日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

４．第１項の主契約の解約返還金額の円換算額は、解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

５．第１項および前項の規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場（TTB）が消滅したとき等、対顧客電信買相場（TTB）を用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、第１項および前項に定める対顧客電信買相場（TTB）について、異なる為替レートに変更することがあります。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

６．定額の円貨建終身保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

（目標値の指定および変更）

第３条　保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で、目標値を判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合により指定するものとします。

２．保険契約者は、到達判定日までに限り、会社の定める範囲で、目標値を変更することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

（移行後基本保険金額）

第４条　会社は、定額円貨建移行日に、会社の定める方法により、到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における会社の定める率により計算した金額を移行後基本保険金額として定めます。この場合、第８条（年齢の計算）の規定により定める定額円貨建移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

２．会社は、移行後基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

３．移行後基本保険金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者に支払います。

（定額円貨建移行日以後の取扱）

第５条　第２条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）の規定により定額の円貨建終身保険に移行した場合は、定額円貨建移行日以後、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 通貨の種類は円貨とし、主契約にかかわる金銭の支払は、円貨をもって行ないます。

(2) 死亡保険金の支払事由は被保険者が死亡したときとし、死亡保険金額はつぎのとおりとします。

(ｱ) 定額円貨建移行日の２年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までは、被保険者が死亡した時の責任準備金額

(ｲ) 移行後保障増額日以後は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

(3) 死亡保険金の免責事由に該当した場合はつぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 死亡保険金が支払われない場合の保険契約者への支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額（死亡保険金の一部が支払われない場合は、支払われない部分に対応する責任準備金額とします。）とします。

(ｲ) 死亡保険金を削減した場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額を下回らないこととします。

(4) 解約返還金額は経過に応じて計算します。

２．保険契約者は、会社の定める範囲で、将来に向って、移行後基本保険金額を減額することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 減額後の移行後基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

(2) 移行後基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

(3) 移行後基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前項第４号の規定に準じて計算した金額とします。

(4) 本項の規定により、移行後基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(5) 主約款の死亡保険金受取人による保険契約の存続の規定は、移行後基本保険金額の減額について準用します。

3．第２条の規定により定額の円貨建終身保険に移行した場合は、定額円貨建移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

(1) 第１保険期間および第２保険期間に関する規定
(2) 定額部分および運用実績連動部分に関する規定
(3) 第１保険期間満了時積立金保証率に関する規定
(4) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定
(5) 基本保険金額に関する規定
(6) 特別勘定および特別勘定群に関する規定

（特約の解約）

第６条　保険契約者は、到達判定日までに限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

（特約の消滅とみなす場合）

第７条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主契約の第２保険期間移行日が到来したとき。ただし、この特約を主契約の第１保険期間中に付加した場合に限ります。
(2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

（年齢の計算）

第８条　この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) 定額円貨建移行日における被保険者の年齢（以下「定額円貨建移行後年齢」といいます。）は、定額円貨建移行日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
(2) 定額円貨建移行日後の被保険者の年齢は、前号の定額円貨建移行後年齢に、定額円貨建移行日の年単位の応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱）

第９条　会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって主契約の特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日（以下「取引停止日」といいます。）から売買ができることとなった日（以下「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、その売買できない特別勘定についてつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１条（特約の締結）の取扱
　取引停止期間中は、会社は、この特約の付加の申込の受付を行なわず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。
(2) 第２条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）の取扱
　取引停止期間中は、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合でも、主契約の定額の円貨建終身保険への移行は行ないません。
(3) 第３条（目標値の指定および変更）および第６条（特約の解約）の取扱
　(ｱ) 取引停止期間中に、目標値の変更またはこの特約の解約に関する請求に必要な書類を受け付けたときは、その取引再開日の翌営業日に目標値の変更またはこの特約の解約が行なわれるものとします。
　(ｲ) 前(ｱ)の規定にかかわらず、取引再開日までに保険契約者から目標値の変更またはこの特約の解約の中止の申出があった場合には、目標値の変更またはこの特約の解約の請求がなかったものとして取り扱います。

2．前項の規定によるほか、取引停止期間中、主約款に定める主契約の基本保険金額の減額についてつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 取引停止期間中に、主約款に定める主契約の基本保険金額の減額に関する請求に必要な書類を受け付けたときは、その取引再開日の翌営業日（取引停止期間中に主契約の第２保険期間移行日が到来した場合は、主契約の第２保険期間移行日）に主契約の基本保険金額の減額が行なわれるものとします。この場合、その減額される日を解約返還金計算日とします。

(2) 前号の規定にかかわらず、取引再開日（取引停止期間中に主契約の第２保険期間移行日が到来する場合は、主契約の第２保険期間移行日の前日）までに保険契約者から主契約の基本保険金額の減額の中止の申出があった場合には、主契約の基本保険金額の減額の請求がなかったものとして取り扱います。

３．会社は、前２項の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

（主約款の規定の準用）

第10条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱）

第11条　この特約が主契約に付加される前に主契約の基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に主契約の基本保険金額を減額した場合には、判定基準金額については、減額前の主契約の基本保険金額と減額後の主契約の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）

第12条　主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合には、第２条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第３項の規定にかかわらず、判定基準金額は、保険料円貨入金特約条項に定める円貨払込金額とします。

２．この特約が主契約に付加される前に主契約の基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に主契約の基本保険金額を減額した場合には、前項に定める判定基準金額については、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）

第13条　主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合には、第２条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第３項の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 判定基準金額は、保険料外貨入金特約条項に定める外貨払込金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。

(2) 判定基準為替レートは、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

２．この特約が主契約に付加される前に主契約の基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に主契約の基本保険金額を減額した場合には、前項に定める判定基準金額については、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則）

第14条　この特約が付加されている主契約（この特約により定額の円貨建終身保険に移行する前の保険契約である場合に限ります。）に年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則）

第15条　この特約を通貨指定型個人年金保険、年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）、年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）、積立利率変動型個人年金保険（19）（通貨指定型）または積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１条（特約の締結）第２項の規定にかかわらず、この特約を主契約の積立利率保証期間の更新の際に付加したときは、この特約の付加日は主契約の積立利率保証期間更新日とします。

(2) 第２条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第２項の規定にかかわらず、判定期間は、主契約の契約日の１年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日（この特約を主契約の契約日の１年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日後に主契約に付加したときは、この特約の付加日とします。）から、主契約の年金支払開始日（年金支払開始日の繰延べが行なわれた場合は、繰延べ前の年金支払開始日とします。）の２か月前における月単位の契約応当日の前日までとします。

(3) 第５条（定額円貨建移行日以後の取扱）第１項および第２項の規定は、「死亡保険金」を「死亡給付金」と、「死亡保険金額」を「死亡給付金額」と、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替え

て適用します。

(4) 第５条第３項の規定にかかわらず、定額の円貨建終身保険に移行した場合は、定額円貨建移行日以後、主約款に定めるつぎの規定は適用しません。

(ｱ) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定

(ｲ) 基本保険金額に関する規定

(ｳ) 年金支払開始日等、年金に関する規定

(ｴ) 運用期間に関する規定

(ｵ) 特別勘定および特別勘定群に関する規定

(ｶ) 指定通貨の変更に関する規定

(ｷ) 定率部分および運用実績連動部分に関する規定

(ｸ) 運用実績連動保証金額および年金原資保証金額に関する規定

(ｹ) 保険契約の型に関する規定

(ｺ) 基本移行原資保証率に関する規定

(ｻ) 基本移行原資額に関する規定

(5) 第７条（特約の消滅とみなす場合）の規定にかかわらず、つぎの場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(ｱ) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主契約の年金支払開始日が到来したとき。

(ｲ) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主約款の年金支払開始日の繰延べの規定により、年金支払開始日の繰延べが行なわれたとき。ただし、主契約が積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）の場合には、年金支払開始日の繰延べが行なわれ、繰延べ前の年金支払開始日が到来したときとします。

(ｳ) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主約款の繰上げ年金開始に関する特則の規定により、繰上げ年金開始が行なわれたとき。

(ｴ) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主約款の指定通貨の変更の規定により、指定通貨が円貨に変更されたとき。

(ｵ) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(6) 保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合で、定額円貨建移行後年齢が実際の年齢と異なることとなるときは、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により、移行後基本保険金額を改めます。

(ｲ) 死亡給付金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により死亡給付金額を改め、すでに支払われた死亡給付金に不足分があればその額を死亡給付金受取人に支払い、超過分があればその額の返還を死亡給付金受取人に請求します。

(ｳ) 前(ｱ)の規定により改めた移行後基本保険金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、移行後基本保険金額を会社の定める金額とし、到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に払い戻します。

(7) 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前号に準じて取り扱います。

(8) この特約を終身保険移行特則の適用による終身保険移行日以後の主契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 第２条第２項および第２号の規定にかかわらず、判定期間は、この特約の付加日以後、終身とします。

(ｲ) 第２条第３項、第11条（主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱）、第12条（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）および第13条（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）の規定にかかわらず、判定基準金額は主契約の年金原資額（終身保険移行特則の適用による終身保険への移行を行なわなかった部分の年金原資額を除きます。）を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、終身保険移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

(ｳ) この特約が主契約に付加される前に移行後基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に移行後基本保険金額を減額した場合には、前(ｲ)に定める判定基準金額について

は、減額前の移行後基本保険金額と減額後の移行後基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(9) この特約が付加されている主契約に終身保険移行特則があわせて適用されており、同特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行する場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 第２条第２項および第２号の規定にかかわらず、判定期間は、終身保険移行日以後、終身とします。

(ｲ) 第２条第３項、第11条、第12条および第13条の規定にかかわらず、判定基準金額は、終身保険移行日以後、主契約の年金原資額（終身保険移行特則の適用による終身保険への移行を行なわなかった部分の年金原資額を除きます。）を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、終身保険移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

(ｳ) 終身保険移行日以後に移行後基本保険金額を減額した場合には、前(ｲ)に定める判定基準金額については、減額前の移行後基本保険金額と減額後の移行後基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(ｴ) 第５号(ｱ)の規定は適用しません。

(10) 前２号の場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 第５条第１項の規定は、「主約款の規定」を「定額の円貨建終身保険に移行した部分について、主約款の規定」と、「主契約にかかわる金銭の支払」を「主契約（終身保険移行特則の適用による終身保険への移行を行なった部分に限ります。）にかかわる金銭の支払」と、「責任準備金」を「定額の円貨建終身保険に移行している部分の責任準備金」と読み替えて適用します。

(ｲ) 第８条（年齢の計算）の規定は、定額の円貨建終身保険に移行した部分に適用します。

(ｳ) 第20条（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）の規定は、「主契約の全部」を「主契約のうち終身保険移行特則の適用による終身保険への移行を行なった部分の全部」と読み替えて適用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約が付加された場合の特則）

第16条　この特約が付加されている主契約に運用期間中年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第17条　この特約を定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されており定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行後の主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第２項および第15条（通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則）第２号の規定にかかわらず、判定期間は、この特約の付加日以後、終身とします。

(2) 第５条（定額円貨建移行日以後の取扱）第１項および第８条（年齢の計算）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

(3) この特約が主契約に付加される前に移行後基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に移行後基本保険金額を減額した場合には、第２条第３項、第11条（主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱）、第12条（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）および第13条（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）にそれぞれ定める判定基準金額については、減額前の移行後基本保険金額と減額後の移行後基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合等の特則）

第18条　この特約が付加されている主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 移行後指定通貨が円の場合は、この特約は消滅したものとみなします。

(2) 第２条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第２項および第15条（通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則）第２号の規定にかかわらず、判定期間は、つぎのとおりとします。

(ｱ) 定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項に定める終身保険移行日等の通常取扱が行なわれたときは、定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）の特約申込日は目標値の判定を行なわず、判

定期間は、終身保険移行日以後、終身とします。

(ｲ) 定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項に定める終身保険移行日等の特別取扱が行なわれたときは、判定期間は、終身保険移行日以後、終身とします。

(3) 第５条（定額円貨建移行日以後の取扱）第１項および第８条（年齢の計算）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

(4) 終身保険移行日以後に移行後基本保険金額を減額した場合には、第２条第３項、第11条（主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱）、第12条（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）および第13条（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）にそれぞれ定める判定基準金額については、減額前の移行後基本保険金額と減額後の移行後基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(5) 定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項に定める終身保険移行日等の特別取扱が行なわれたときは、第15条（通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則）第５号(ｱ)の規定は適用しません。

２．この特約を定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）とあわせて主契約に付加した場合には、前項第２号から第５号までの規定を準用します。

（積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）等に付加する場合の特則）

第19条　この特約を積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第２項の規定にかかわらず、判定期間は、主契約の契約日の１年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日（この特約を主契約の契約日の１年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日後に主契約に付加したときは、この特約の付加日とします。）から終身とします。

(2) 第５条（定額円貨建移行日以後の取扱）第３項の規定にかかわらず、定額の円貨建終身保険に移行した場合は、定額円貨建移行日以後、主約款に定めるつぎの規定は適用しません。

(ｱ) 死亡保障抑制期間および保障抑制期間に関する規定

(ｲ) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定

(ｳ) 基本保険金額に関する規定

(ｴ) 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱の規定

(ｵ) 認知症介護保険金に関する規定

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第20条　この特約が付加されている主契約（この特約により定額の円貨建終身保険に移行する前の保険契約である場合に限ります。）に介護年金支払移行特約があわせて付加されており、主契約の全部が特約介護年金に移行した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）が付加された場合の特則）

第21条　この特約が付加されている主契約に円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

別表１　請求書類

	項　　目	必　　要　　書　　類
1	目標値の変更	(1) 会社所定の目標値の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	移行後基本保険金額の減額	(1) 会社所定の移行後基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	特約の解約	(1) 会社所定の特約の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。

２．会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の締結
第２条　通貨の種類
第３条　主契約の定額の移行後指定通貨建の終身保険への移行
第４条　移行後基本保険金額
第５条　終身保険移行日以後の取扱
第６条　特約の解約
第７条　特約の消滅とみなす場合
第８条　年齢の計算
第９条　主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱
第10条　主約款の規定の準用
第11条　終身保険移行日等の特別取扱の特則

定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）を特約の締結時に指定した通貨建の定額の終身保険に移行させることを目的としたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（通貨の種類）

第２条　この特約の通貨の種類は、つぎの各号のうち会社の定める範囲のものとし、保険契約者は、特約の締結の際、通貨を１つ指定するものとします。

(1) アメリカ合衆国通貨（米ドル）
(2) 欧州単一通貨（ユーロ）
(3) オーストラリア連邦通貨（豪ドル）
(4) ニュージーランド通貨（ニュージーランドドル）
(5) 日本国通貨（円）

２．前項の規定により指定された通貨を移行後指定通貨といいます。

（主契約の定額の移行後指定通貨建の終身保険への移行）

第３条　この特約を付加した主契約は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日（以下「特約申込日」といいます。）の翌日（以下「終身保険移行日」といいます。）に定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行します。

２．定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下同じ。）によって通知します。

（移行後基本保険金額）

第４条　会社は、終身保険移行日に、会社の定める方法により、移行後指定通貨に応じてつぎの各号の金額をもとに、終身保険移行日における会社の定める率により計算した金額を移行後基本保険金額として定めます。この場合、第８条（年齢の計算）の規定により定める終身保険移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

(1) 移行後指定通貨が移行前の指定通貨と同一の場合
　特約申込日末における主契約の解約返還金額
(2) 移行後指定通貨が移行前の指定通貨とは異なる外貨の場合
　特約申込日末における主契約の解約返還金額を特約申込日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて移行後指定通貨に換算した金額。この場合、会社所定

の為替レートは、特約申込日の会社が指標として指定する金融機関が公示する移行前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を移行後指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

(3) 移行前の指定通貨が外貨で、移行後指定通貨が円貨の場合

特約申込日末における主契約の解約返還金額を特約申込日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額。この場合、会社所定の為替レートは、特約申込日の会社が指標として指定する金融機関が公示する移行前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

２．会社は、移行後基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

３．移行後基本保険金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する第１項各号に定める金額を保険契約者に支払います。

４．移行後基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、第１条（特約の締結）の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

（終身保険移行日以後の取扱）

第５条　第３条（主契約の定額の移行後指定通貨建の終身保険への移行）の規定により定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行した場合は、終身保険移行日以後、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 通貨の種類は移行後指定通貨とし、主契約にかかわる金銭の支払は、移行後指定通貨をもって行ないます。

(2) 死亡給付金の支払事由は被保険者が死亡したときとし、死亡給付金額はつぎのとおりとします。

(ｲ) 終身保険移行日の２年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までは、被保険者が死亡した時の責任準備金額

(ﾛ) 移行後保障増額日以後は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

(3) 死亡給付金の免責事由に該当した場合はつぎのとおり取り扱います。

(ｲ) 死亡給付金が支払われない場合の保険契約者への支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額（死亡給付金の一部が支払われない場合は、支払われない部分に対応する責任準備金額とします。）とします。

(ﾛ) 死亡給付金を削減した場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額を下回らないこととします。

(4) 解約返還金額は経過に応じて計算します。

２．保険契約者は、会社の定める範囲で、将来に向って、移行後基本保険金額を減額することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 減額後の移行後基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

(2) 移行後基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

(3) 移行後基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前項第４号の規定に準じて計算した金額とします。

(4) 本項の規定により、移行後基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(5) 主約款の死亡給付金受取人による保険契約の存続の規定は、移行後基本保険金額の減額について準用します。

３．保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合で、終身保険移行日における被保険者の年齢が実際の年齢と異なることとなるときは、つぎの方法により取り扱います。

(1) 前条第１項各号に定める金額をもとに、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により、移行後基本保険金額を改めます。

(2) 死亡給付金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により死亡給付金額を改め、すでに支払われた死亡給付金に不足分があればその額を死亡給付金受取人に支払い、超過分があれ

ばその額の返還を死亡給付金受取人に請求します。

(3) 第１号の規定により改めた移行後基本保険金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、移行後基本保険金額を会社の定める金額とし、そのこえる部分に対応する前条第１項各号に定める金額を保険契約者に払い戻します。

(4) 第１号の規定により改めた移行後基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、会社は、この特約を取り消すことができます。

４．保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

５．第３条の規定により定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行した場合は、終身保険移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

(1) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定
(2) 基本保険金額に関する規定
(3) 年金支払開始日等、年金に関する規定
(4) 運用期間に関する規定
(5) 特別勘定および特別勘定群に関する規定
(6) 指定通貨の変更に関する規定
(7) 定率部分および運用実績連動部分に関する規定
(8) 運用実績連動保証金額および年金原資保証金額に関する規定
(9) 保険契約の型に関する規定
(10) 基本移行原資保証率に関する規定
(11) 基本移行原資額に関する規定

（特約の解約）

第６条　この特約のみの解約はできません。

（特約の消滅とみなす場合）

第７条　主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（年齢の計算）

第８条　この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) 終身保険移行日における被保険者の年齢（以下「終身保険移行後年齢」といいます。）は、終身保険移行日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
(2) 終身保険移行日後の被保険者の年齢は、前号の終身保険移行後年齢に、終身保険移行日の年単位の応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱）

第９条　会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって主契約の特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日の前日までの期間中、この特約の付加の申込の受付を行なわず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。

２．会社は、前項の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

（主約款の規定の準用）

第10条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（終身保険移行日等の特別取扱の特則）

第11条　保険契約者がこの特約を主約款の規定に定める年金支払開始日に主契約に付加して締結する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。（この取扱を終身保険移行日等の特別取扱といい、前条までに定める取扱を終身保険移行日等の通常取扱といいます。）

(1) 第３条（主契約の定額の移行後指定通貨建の終身保険への移行）第１項の規定にかかわらず、主約款の規定に定める年金支払開始日を終身保険移行日とします。
(2) 第４条（移行後基本保険金額）第１項の規定は、「特約申込日末における主契約の解約返還金額」を「年金原資額」と、「特約申込日」を「終身保険移行日」と読み替えて適用します。

２．主契約が積立利率変動型個人年金保険（19）（通貨指定型）の場合で、保険契約の型が生存保障重視型のときは、前項に定める終身保険移行日等の特別取扱に限り取り扱います。
３．主契約が積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）の場合は、第１項に定める終身保険移行日等の特別取扱は取り扱いません。

別表１　請求書類

項　　目	必　要　書　類
移行後基本保険金額の減額	(1) 会社所定の移行後基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

年金支払移行特約条項　目次

この特約の概要

第１条　用語の意義
第２条　特約の締結
第３条　特約年金額の計算
第４条　特約年金の種類
第５条　特約年金の支払
第６条　特約年金の一括払
第７条　特約年金の継続支払
第８条　特約年金の請求、支払時期および支払場所
第９条　特約年金受取人
第10条　遺言による特約年金受取人の変更
第11条　後継特約年金受取人
第12条　遺言による後継特約年金受取人の指定または変更
第13条　年齢の計算
第14条　解約の取扱
第15条　時効
第16条　主約款の規定の準用
第17条　積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則
第18条　主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合の特則
第19条　積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特則
第20条　積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特約年金支払開始日等の特別取扱の特則
第21条　生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第22条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則

年金支払移行特約条項

（この特約の概要）

この特約は、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）について、年金支払に移行することを目的としたものです。

（用語の意義）

第１条　この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)「特約年金支払開始日」

「特約年金支払開始日」は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日の翌日とします。

(2)「特約年金支払日」

「特約年金支払日」とは、第１回の特約年金については特約年金支払開始日をいい、第２回以後の特約年金については、特約年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

（特約の締結）

第２条　保険契約者は、主契約の契約日から起算して１年以上経過している場合、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

２．特約年金に移行した部分については、特約年金支払開始日以後は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付はありません。

３．つぎの各号の場合には、第１項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(1) 次条の規定により計算される特約年金額が、会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額に満たないとき。

（特約年金額の計算）

第３条　前条の規定によりこの特約を締結したときは、会社の定める方法により、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額（以下「特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日における会社の定める率により特約年金額を定めます。

（特約年金の種類）

第４条　特約年金の種類は、確定年金とします。

（特約年金の支払）

第５条　特約年金は、つぎのとおりとします。

	支　払　額	受取人	特約年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
確定年金	特約年金額	特約年金受取人	被保険者が年金支払期間中の特約年金支払日に生存しているとき
	残余年金支払期間の未払特約年金の現価		被保険者が年金支払期間中の最後の特約年金支払日前に死亡したとき

２．特約年金受取人と被保険者が同一の場合で、前項の規定により、未払特約年金の現価を支払うときは、第11条（後継特約年金受取人）および第12条（遺言による後継特約年金受取人の指定または変更）の規定により定める後継特約年金受取人に支払います。

（特約年金の一括払）

第６条　特約年金受取人は、年金支払期間の最後の特約年金支払日前に限り、将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、未払特約年金の現価とし、保険契約（特約年金に移行した部分に限ります。）は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

（特約年金の継続支払）

第７条　特約年金受取人は、被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払特約年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、その支払にかえて、特約年金の継続支払を請求することができます。

２．前項の場合、残余年金支払期間中の特約年金支払日に特約年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約（特約年金に移行した部分に限ります。以下本項において同じ。）は消滅します。ただし、前条に定める特約年金の一括払の請求があったときは、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

（特約年金の請求、支払時期および支払場所）

第８条　特約年金を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

２．主約款に定める保険給付の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

（特約年金受取人）

第９条　保険契約者は、この特約の締結の際、被保険者の同意を得て、特約年金受取人を定めることを要します。ただし、特約年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

２．保険契約者と特約年金受取人が異なる場合、特約年金受取人は、特約年金支払開始日に、その移行する部分について保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

３．特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。

４．前項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は、その変更前の特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

５．第３項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

６．第３項の通知が会社に到着したときは、特約年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

７．前項の規定にかかわらず、第３項の通知が会社に到達する前に、変更前の特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による特約年金受取人の変更）

第10条　前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。

２．前項の特約年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．前２項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は、その変更前の特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

４．第１項および第２項の規定による特約年金受取人の変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

５．前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

（後継特約年金受取人）

第11条　特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は１人の特約年金受取人に対して１人であることを要します。

２．前項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．特約年金受取人が特約年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継特約年金受取人が新たな特約年金受取人となるものとし、その後継特約年金受取人はその死亡した特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

４．前項の場合で、後継特約年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継特約年金受取人が指定されていないときは、特約年金受取人の法定相続人を後継特約年金受取人とし、前項の規定を適用します。

５．前２項の規定により特約年金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

６．第１項の通知が会社に到着したときは、後継特約年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

７．前項の規定にかかわらず、第１項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の特約年金受取人または後継特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

８．第１項から前項までの規定にかかわらず、後継特約年金受取人が故意に特約年金受取人を死亡させたときは、その者は後継特約年金受取人としての取扱を受けることはできません。

（遺言による後継特約年金受取人の指定または変更）

第12条　前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は１人の特約年金受取人に対して１人であることを要します。

２．前項の後継特約年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．前２項の規定による後継特約年金受取人の指定または変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

４．前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

５．遺言により指定または変更された後継特約年金受取人については、前条第３項から第５項までおよび第８項の規定を準用します。

（年齢の計算）

第13条　この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) 特約年金支払開始日における被保険者の年齢（以下「移行後年齢」といいます。）は、特約年金支払開始日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。

(2) 特約年金支払開始日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、特約年金支払日ごとに１歳を加えて計算します。

（解約の取扱）
第14条　この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約はできません。

（時効）
第15条　特約年金の支払を請求する権利は、これを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

（主約款の規定の準用）
第16条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則）
第17条　この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額に満たないときには、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
(2) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。
(3) 特約年金支払開始日以後は、主約款に定める更新時差額返還金はありません。

（主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合の特則）
第18条　この特約を定期支払金の分割払特約が付加されている主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額に満たないときには、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
(2) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。

（積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特則）
第19条　主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）または積立利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨指定型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 特約年金支払開始日以後は、特別勘定による資産の運用はしません。
(2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額に満たないときには、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
(3) 特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。
(4) 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステム障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないとき（以下「特別勘定資産の売買が不能なとき」といいます。）は、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、この特約の付加の申込の受付を行なわず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。
(5) 会社は、前号の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

（積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特約年金支払開始日等の特別取扱の特則）
第20条　主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）または積立利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨指定型）の場合には、前条までに定める特約年金支払開始日および特約年金原資額の取扱（この取

扱を特約年金支払開始日等の通常取扱といいます。）のほか、保険契約者は、この特約を主約款の規定に定める第２保険期間移行日に主契約に付加して締結する際、主約款の規定に定める第２保険期間移行日を特約年金支払開始日とし、第３条（特約年金額の計算）の規定の適用にあたって特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額を特約年金原資額とする取扱（この取扱を特約年金支払開始日等の特別取扱といいます。）を選択することができます。

２．前項の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、本条の特約年金支払開始日等の特別取扱は行ないません。

(1) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額に満たない場合

(2) 特別勘定資産の売買が不能なときで、取引停止期間中に第２保険期間移行日が到来した場合

３．会社は、前項第２号の規定により本条の特約年金支払開始日等の特別取扱を行なわない場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

（生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第21条　この特約を生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約を生存給付金の支払日指定特則が適用されている生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合で、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(ｲ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(ｲ) 主約款第42条（生存給付金の支払日指定特則）第２項第３号中「第21条（解約返還金）に定める解約返還金」とあるのを「特約年金支払開始日の前日における第21条（解約返還金）に定める解約返還金」と、「解約返還金計算日」とあるのを「特約年金支払開始日の前日」と読み替えた場合の解約返還金の額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。

(2) この特約を生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(ｲ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第２条の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(ｲ) 生存給付金の円換算額上限設定特約条項第５条（繰越準備金の取扱）第１項中「主契約の解約返還金」とあるのを「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」と、「主契約の解約返還金計算日」とあるのを「特約年金支払開始日の前日」と読み替えた場合の解約返還金の額を特約年金原資額とし、第３条の規定を適用します。

(3) 第１号の場合で、生存給付金付終身保険（通貨指定型）に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されており、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(ｲ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第２条の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(ｲ) 第１号(ｲ)において特約年金原資額として定めた解約返還金の額に、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型に応じて、つぎの金額を加えた額を特約年金原資額とし、第３条の規定を適用します。

a. 特約の型がＡ型の場合

特約年金支払開始日の前日における繰越準備金をその日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における生存給付金の円換算額上限設定特約条項第５条第２項に定める会社所定の為替レートを用いて指定通貨に換算した金額

b. 特約の型がＢ型、Ｃ型またはＤ型の場合

特約年金支払開始日の前日における繰越準備金

（主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則）

第22条　この特約を保険金等のすえ置特約が付加されている主契約に付加した場合で、この特約における特約年

金への移行元となる部分について、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がＢ型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が次号に定める特約年金原資額に満たない場合には、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(2) 特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。

(3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合で、同特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金があるときには、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。

別表１　請求書類

	項　　目	必　要　書　類
1	第１回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第２回以後の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	特約年金の継続支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
4	特約年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
5	遺言による特約年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 変更前の特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 年金証書
6	後継特約年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
7	遺言による後継特約年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 年金証書
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

死亡給付金等の年金払特約条項　目次

この特約の概要

第１条　用語の意義
第２条　特約年金の支払
第３条　特約年金の支払に関する補則
第４条　特約年金の現価の一時支払
第５条　特約年金の請求、支払時期および支払場所
第６条　特約の締結
第７条　特約の解約
第８条　特約の返還金
第９条　特約の消滅とみなす場合
第10条　特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱
第11条　特約年金の支払回数の変更
第12条　時効
第13条　主約款の規定の準用
第14条　主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則
第15条　定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合等の特則
第16条　積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則
第17条　変額個人年金保険（13）に付加した場合の特則
第18条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第19条　積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第20条　主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合の特則
第21条　積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第22条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則

死亡給付金等の年金払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、死亡給付金等について、一時支払にかえて年金支払を行なうことを目的としたものです。

（用語の意義）

第１条　この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)「特約年金額」

「特約年金額」とは、特約年金を支払う場合に基準となる金額として、次条第２項の規定により定めた金額をいいます。ただし、第11条（特約年金の支払回数の変更）の規定により特約年金の支払回数が変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき次条第２項の規定により定めた金額をいいます。

(2)「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金または死亡保険金その他の保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

（特約年金の支払）

第２条　会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡給付金等が支払われることとなるときは、死亡給付金等の一時支払にかえて、次項の規定によって定められた特約年金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。

２．前項の場合、会社の定める方法により、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額（以下「死亡給付金額等」といいます。）をもとに、死亡給付金等の支払事由が生じた日における会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が２人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

３．前項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第１項の規定にかかわらず、会社は、死亡給付金額等（特約年金受取人が２人以上であるときは、死亡給付金額等のうちその

特約年金を受け取るべきこの特約における特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

４．特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数とします。ただし、特約の締結後にその回数が変更されたときは、変更後の回数とします。

５．特約年金受取人が２人以上であるときは、すべての特約年金受取人について、特約年金の支払回数は同一とします。

６．特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。

(1) 第１回の特約年金

主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた日

(2) 第２回以後の特約年金

第１回の特約年金の支払日の年単位の応当日

（特約年金の支払に関する補則）

第３条　特約年金受取人は、主契約の死亡給付金等の受取人とします。ただし、死亡給付金等の受取人が２人以上である場合で、死亡給付金等の受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させたときは、その主契約の死亡給付金等の受取人を除きます。

２．第１回の特約年金の支払日以後、特約年金受取人を変更することはできません。

３．特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した特約年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分とします。）は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。

４．特約年金受取人は、死亡給付金等の支払事由発生後、第１回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款の規定により、死亡給付金等（特約年金受取人が２人以上であるときは、死亡給付金等のうちこの特約における当該特約年金受取人に対応する金額とします。以下次項において同じ。）の支払を請求することができます。

５．前項の場合、会社が、死亡給付金等を支払ったときは、この特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、前項の請求を行なった特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

（特約年金の現価の一時支払）

第４条　特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

２．会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

（特約年金の請求、支払時期および支払場所）

第５条　特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、第１回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が２人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

３．会社は、第１回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。

４．第２回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

５．前条の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

６．主約款に定める死亡給付金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

（特約の締結）

第６条　保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の解約）
第７条　保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の返還金）
第８条　この特約に対する解約返還金はありません。

（特約の消滅とみなす場合）
第９条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
(1) 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
(2) 主契約の年金支払開始日が到来したとき。

（特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱）
第10条　特約年金が支払われる場合には、主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

（特約年金の支払回数の変更）
第11条　保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、特約年金の支払回数を変更することができます。
２．前項の規定にかかわらず、第２条（特約年金の支払）第２項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第２条第３項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、第２条第５項の規定は適用しません。
３．前項の規定にかかわらず、会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第２条第２項の規定により新たに計算した金額が、会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。
４．特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人とします。）は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。この場合、特約年金受取人が２人以上のときで、第２項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

（時効）
第12条　特約年金の支払を請求する権利は、これを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

（主約款の規定の準用）
第13条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則）
第14条　この特約を付加した主契約に運用期間中年金支払移行特約条項または年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約は消滅します。

（定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合等の特則）
第15条　この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）、定期支払金付積立利率変動型終身保険、年金原資保証型変額個人年金保険（14）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。
２．この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第２条の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその分割払金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条の規定を適用します。

（積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則）

第16条　この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその更新時差額返還金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条の規定を適用します。

（変額個人年金保険（13）に付加した場合の特則）

第17条　この特約を変額個人年金保険（13）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第９条（特約の消滅とみなす場合）第２号の規定は適用しません。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた主契約の年金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその年金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条　主契約に介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約の全部が特約介護年金に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

（積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第19条　この特約を積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合で、主契約の認知症介護保険金が支払われることとなるときは、第３条（特約年金の支払に関する補則）第４項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 特約年金受取人は、認知症介護保険金の支払事由発生後、第１回の特約年金が支払われる前に限り、会社の定める取扱範囲で、特約年金のうち全部または一部の支払にかえて、主約款の規定による認知症介護保険金の全部または一部の支払を請求することができます。

(2) 前号の場合、会社が、認知症介護保険金の全部を支払ったときは、この特約は消滅します。

(3) 第１号に定める認知症介護保険金の一部の支払の請求があったときは、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる認知症介護保険金の額から第１号の規定により支払われる額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

２．主約款に定める保険金の代理請求に関する規定は、この特約による特約年金の支払（第４条（特約年金の現価の一時支払）に定める特約年金の現価の一時支払および前項に定める認知症介護保険金の全部または一部の支払を含みます。）の場合に準用します。

（主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合の特則）

第20条　主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときは、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額からその移行時差額返還金を到達判定日における目標値判定為替レートで指定通貨に換算した金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

（積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第21条　この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第９条（特約の消滅とみなす場合）第２号の規定は適用しません。

（主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則）

第22条　主契約に保険金等のすえ置特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がＢ型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

(3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。

(ｲ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

別表１　請求書類

(1) 特約年金の請求書類

	項　　目	必　　要　　書　　類
1	第１回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の死亡給付金等の請求書類
2	第２回以後の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

(2) その他の請求書類

項　　目	必　　要　　書　　類
特約年金の支払回数の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

保険契約者代理特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の締結
第２条　保険契約者代理人による代理手続
第３条　保険契約者代理人の変更
第４条　告知義務違反による解除等の通知
第５条　特約の解約
第６条　特約の消滅とみなす場合
第７条　主約款等の規定の準用
第８条　積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則

保険契約者代理特約条項

（この特約の概要）

この特約は、保険契約者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）の支払開始日以後については年金の受取人とします。以下同じ。）が手続を自ら行なうことができない特別な事情があるときに、保険契約者代理人が保険契約者の代理人として手続を行なうことを可能とすることを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（保険契約者代理人による代理手続）

第２条　保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続に必要な書類（別表１）を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

(1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
(2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合

２．保険契約者代理人が行なうことのできる手続は、つぎのとおりとします。

(1) 主約款および各特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続とします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款および各特約条項に定める保険金等の受取人が行なうことのできる手続を含みます。
(2) 前号の規定にかかわらず、つぎの手続を除きます。
　(ｱ) 保険契約者の変更手続
　(ｲ) 保険金等の受取人の変更手続（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）
　(ｳ) 保険契約者代理人ならびに主約款および各特約条項に定める指定代理請求人の変更手続
　(ｴ) 主約款および各特約条項に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続

３．前２項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行なうことができます。

４．第１項および第２項の規定により保険契約者代理人が手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当することを要します。

(1) つぎの範囲内の者
　(ｱ) 保険契約者の戸籍上の配偶者
　(ｲ) 保険契約者の直系血族
　(ｳ) 保険契約者の３親等内の親族
(2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表１）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。
　(ｱ) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者

(ｲ) 保険契約者の財産管理を行なっている者
(ｳ) 被保険者
(ｴ) 保険金等の受取人
(ｵ) その他(ｱ)から(ｴ)までに定める者と同等の関係にある者

5．第１項、第２項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第１項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続を行なうことができません。

6．保険契約者代理人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に手続可能な手続があっても、変更を行なう前の保険契約者代理人による代理手続は取り扱いません。

7．本条の規定により保険契約者代理人が行なった手続は、保険契約者に対してその効力を生じます。

8．本条の規定により保険金等の代理請求を行なう場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

（保険契約者代理人の変更）

第３条　保険契約者は、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。

2．保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類（別表１）を提出してください。

（告知義務違反による解除等の通知）

第４条　主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくはその居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

（特約の解約）

第５条　保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第６条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 保険契約者または保険契約者代理人が死亡したとき。
(2) 保険契約者が変更されたとき。
(3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
(4) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款および各特約条項に定める年金の支払開始日が到来したとき。

（主約款等の規定の準用）

第７条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約条項の規定を準用します。

（積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第８条　この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第６条（特約の消滅とみなす場合）第４号の規定にかかわらず、終身保険移行部分について、この特約は継続するものとします。

別表１　手続書類

(1) 手続書類

項　　目	必　　要　　書　　類
代理手続	(1) 主約款および各特約条項に定める会社所定の請求書その他の手続に必要な書類 (2) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (7) 保険契約者が成年後見登記されていないことの証明 (8) 代理手続を行なう者が保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (9) 代理手続を行なう者が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

(2) その他の手続書類

項　　目	必　　要　　書　　類
保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

MEMO

生命保険のご契約に関する苦情・ご相談についてはお客さまサービスセンターへご連絡ください。
＜お客さまサービスセンター フリーダイヤル：0120-876-126＞

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（生命保険協会ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/）
「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずお読みいただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

- ■クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）
- ■商品のしくみ
- ■死亡給付金および年金をお支払いできない場合
- ■告知
- ■ご契約の成立と保障の責任開始期
- ■解約と解約返還金

特に上記の項目については、ぜひご理解いただきたいことがらですので、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。
なお、保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

ご契約の照会につきましては

フリーダイヤル **０１２０－８７６－１２６**

【営業時間／9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）】

お客さまサービスセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター フリーダイヤル　0120-876-126
営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'26年4月版

㊎B25F0083（2025.12.29）　F5997-07　'26年3月作成 リ